

過疎地域持続的発展 山ノ内町計画

(令和3年度～令和7年度)

『未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土^{まち}』

長野県 山ノ内町

目 次

1	基本的な事項	
(1)	山ノ内町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	6
(3)	行財政の状況	8
(4)	地域の持続的発展の基本方針	9
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	10
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	10
(7)	計画期間	10
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	10
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	【移住・定住】【都市・国際交流】
(1)	現況と課題	12
(2)	その対策	13
(3)	計画	14
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	15
3	産業の振興、観光の開発	【農業】【林業】【商工業】【雇用・就労対策】【観光】
(1)	現況と課題	15
(2)	その対策	17
(3)	計画	20
(4)	産業振興促進事項	23
(5)	公共施設等総合管理計画との整合	23
4	地域における情報化	【情報化】
(1)	現況と課題	23
(2)	その対策	23
(3)	計画	24
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
5	交通施設の整備、交通手段の確保	【交通体系】
(1)	現況と課題	24
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	27
6	生活環境の整備	【上・下水道】【防災】【住宅環境】【公園・緑地】【景観】【環境・衛生】 【消費生活】【交通安全・地域安全】
(1)	現況と課題	27
(2)	その対策	30
(3)	計画	33
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	35

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健 及び福祉の向上及び増進	【出会い～子育て】【児童福祉】【地域福祉】 【高齢者福祉】【障がい者福祉】【健康増進】	
(1)	現況と課題	35
(2)	その対策	37
(3)	計画	40
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	42
8	医療の確保	【地域医療】	
(1)	現況と課題	43
(2)	その対策	43
(3)	計画	44
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	44
9	教育の振興	【学校教育】【青少年の育成】【高等学校以上の教育の振興】 【生涯学習】 【スポーツ活動】	
(1)	現況と課題	44
(2)	その対策	46
(3)	計画	48
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	50
10	集落の整備	【コミュニティ】【町民参加】【人権の尊重】 【男女共同参画社会】	
(1)	現況と課題	50
(2)	その対策	52
(3)	計画	53
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	54
11	地域文化の振興等	【伝統・文化】【町民文化】	
(1)	現況と課題	54
(2)	その対策	55
(3)	計画	55
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	56
12	再生可能エネルギーの利用の推進	【自然エネルギー】	
(1)	現況と課題	56
(2)	その対策	56
(3)	計画	57
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	57
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	【土地利用】【行政サービス】【行財政経営】 【広域行政】【ユネスコエコパーク】	
(1)	現況と課題	57
(2)	その対策	59
(3)	計画	61

（４）公共施設等総合管理計画との整合	62
事業計画（令和３年度～７年度）過疎地域持続的発展特別事業分	63

1 基本的な事項

(1) 山ノ内町の概況

ア. 山ノ内町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

(位置と地勢)

本町は、長野県の北東部に位置し、志賀高原ユネスコエコパーク・上信越高原国立公園の中心にあって、東西39km、南北12kmの行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を2,000m級の山々に囲まれた盆地であり、88%（うち7割余が志賀高原）が山林原野で占められ、約1,900mの標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。

さらに、本町は四季折々の素晴らしい自然に恵まれた志賀高原と北志賀高原、温泉地として知られる湯量豊富な湯田中渋温泉郷を有し、日本を代表する観光エリアとして、全国にその名を知られています。

(自然的条件)

本町の気候は、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい内陸性気候で、夏季の最高気温は30度を超え、冬季は最低気温が-10度以下になります。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹栽培やそば、きのこ等の農業生産に適した環境となっています。

年間降水量は平均で1,000mm程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量は多く特別豪雪地帯に指定されており、志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾートとして国内外の観光客に親しまれています。

(歴史的条件)

本町の歴史は古く、1万年以上も前の旧石器時代から人々が暮らしていたことが知られています。鎌倉時代に入ると、高梨氏、夜交氏、小島氏などの地方豪族の支配下におかれ、江戸時代には夜間瀬が幕府直轄領（天領）、湯田中・志賀は真田領として松代藩の支配を受けました。

明治22年の市町村制施行とともに、平穏・穂波・夜間瀬の3村で構成されるようになり、その後昭和29年に平穏村が平穏町となり、昭和30年4月に1町2村が合併して現在の山ノ内町になりました。個性的な三つのエリアが世界に誇る観光地として町の発展を支えてきたとともに、世紀の祭典、長野冬季オリンピック・パラリンピック・スペシャルオリンピックスの開催は町の輝かしい歴史となっています。

各自治体の平成大合併が進むなか、平成16年10月に町の合併を問う住民投票を執行し、本町は自らの選択により「自立のまちづくり」を目指すこととなりました。

(社会的条件)

町内には、陸路の玄関口として国道292号沿いに町情報物産館の道の駅北信州やまのうち、鉄道の玄関口として長野電鉄湯田中駅があり、町役場（保健センター・文化センター・地域福祉センター）、中野警察署山ノ内町交番、岳南広域消防本部山ノ内消防署、特別養護老人ホーム

いで湯の里などが官公庁等の施設として整備されています。

経済関係施設としては、八十二銀行山ノ内支店、長野県信用組合山ノ内支店、長野信用金庫山ノ内支店、J Aながの、山ノ内町観光連盟、山ノ内町商工会、湯田中郵便局などがあります。

主な公共施設として、3小1中学校、1中央4地区公民館（ふれあいセンター）、5保育園があり、子育て支援センター、町立蟻川図書館、町立志賀高原ロマン美術館など教育文化施設として整備されています。また、多目的広場としてやまびこ広場、体育施設として上林グラウンド・テニスコート、屋内ゲートボール場、すがかわ体育館、観光施設として湯田中駅前温泉楓の湯などがあり、志賀高原には、多目的施設として長野オリンピックにあわせて整備した志賀高原総合会館98があります。

(経済的条件)

1. 産業別就業人口

本町の実業人口は、平成27年に7,097人であり、20年前（平成7年）と比べて2,984人減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が25.0%、製造業を中心とする第2次産業が16.8%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が57.7%となり、就業割合の増減は、第1次産業と第3次産業が微増、第2次産業が減少傾向にあります。

まちづくりアンケートから勤務先をみると、町内が46.1%で半数近くあり、次いで中野市24.9%、長野市13.2%となっています。

2. 観光の状況

本町の観光地延利用者数は、平成20年からの10年間では、平成23年に発生した東日本大震災などの要因を除くと年間約450万人となっており、観光地別の割合と同様に概ね横ばいに推移しています。

観光消費額は、年間平均約250億円で観光地延利用者数の推移に比例して横ばいに推移しています。

本町に宿泊する外国人旅行者数は、スノーモンキー、スノーリゾートを中心に人気があり、国の「ビジット・ジャパン・キャンペーン」が平成15年に開始されて以降増加傾向にあり、行政と関係団体や事業者が連携を図り受入基盤整備や海外プロモーションを強化する中で、令和元年には102,678人と急増し、10万人を超えています。

地域別ではオーストラリアとアジア地域が最も多く、オーストラリアや中国、台湾からの宿泊者数が増えています。

3. 農業の状況

本町の農業は、豊かな自然環境を生かし、果樹、菌茸、水稲などを中心に品質の向上とブランド力の強化に取り組むとともに、「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」の認定など食と農産物、観光の連携を推進しています。

近年、町内での新規就農者が安定的に確保されている一方で、農業従事者の高齢化とそれに伴う遊休農地の増加などの課題があります。

農家数は、平成27年には925戸と1,000戸を下回り減少傾向が続いており、特に販売農家数は、平成27年に599戸と平成2年に比べて約54%減少しています。

経営耕地面積も減少傾向がやや緩やかになっていますが、樹園地を中心に減少傾向は続いており、平成27年に610haと平成2年に比べて約35%減少しています。

4. 商工業の状況

本町の商業は、飲食料品や身の回り品、お土産物を扱う小売業等がありますが、近隣他市の大規模小売店やインターネット等を利用した無店舗販売等への流出などの影響を受け、町内の商店数は減少傾向にあり、平成28年では124店舗となっています。

また、製造業では平成30年現在従業員4人以上の事業所が7か所あり、出荷額は景気低迷の影響から減少傾向にありましたが、世界的な景気回復の動きを受け、製造品出荷額や従業者数が再び増加しています。

イ. 山ノ内町における過疎の状況

本町の人口は、令和2年4月1日現在12,148人で、昭和30年をピークに減少傾向にあります。年齢3区分別にみると、65歳以上（老年人口）が4,929人（40.6%）、15～64歳（生産年齢人口）が6,200人（51.0%）、15歳未満（年少人口）が1,019人（8.4%）となり、生産年齢人口と年少人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であるものの、本町の年齢構成は高齢者の割合が多く、現役世代の人口が減少傾向となっており、将来的には、地域のコミュニティや経済活動等を支える人材の不足等が懸念されます。世帯数は、人口が減少傾向の中にあって一定数で推移しており、世帯主以外の若年層の転出や、ひとり世帯の期間雇用外国人の転入等が要因として考えられます。

これまでの過疎地域対策として、本町では平成28年度から令和2年度の間、過疎地域自立促進計画を策定し、産業基盤・交通体系・生活環境の整備、福祉サービスの充実や教育の振興など各分野において地域の自立促進に向け、本町の基幹産業である観光と農業に重点を置き、インバウンド事業の推進、農業等基盤整備、ブランド農業や6次産業の推進に取り組むほか、各分野では、生活道路の拡幅改良修繕、町内の各公園整備や防災行政無線整備、学校施設の耐震化、公民館の整備などに取り組んできました。

しかし、こうした取り組みを行ってきてもなお、人口の流出、少子高齢化の急速な進行の傾向は今後加速していくと推測されており、地域社会や産業を支える担い手の不足などの課題を抱えています。さらに、昨今の激甚化する自然災害や未知の感染症の世界的な流行などの予測不能な因子によって、経済活動の急激な失速と長期にわたる景気低迷などが与える地域経済への影響が懸念されます。

ウ. 山ノ内町の社会経済的発展の方向の概要

1. 人口減少対策と少子高齢化社会への対応

全国的に人口減少・少子高齢化が進行する中であって、本町においても急速な人口の減少とともに高齢化率が上昇しており、令和2年4月1日現在における人口は12,148人、高齢化率は40.6%に達し、今後はこの傾向が加速していくと推測されています。

地方における人口急減の要因として、将来世代の形成が期待される若い世代が進学や就職などにより町外へ転出する社会動態による減少と、出生率の低下に伴い死亡が出生を大きく上回る自然動態による減少が挙げられますが、東京都在住者への意向調査（平成30年度、内閣府）

によると、約4割が「移住に興味がある」と回答しており、地方への移住に関する国民の関心や希望は高い水準にあると考えられます。

まちづくりアンケート調査でも将来像実現のための取り組みとして、「若者定住促進対策」に要望が寄せられており、町外からの移住・町内の若者定住の促進や少子化対策は喫緊の課題と捉え、引き続き取り組みを強化していく必要があります。

そのためには、基幹産業を中心とした起業支援や新規就農支援、移住促進に向けた SNS での発信や大都市圏等での情報提供等の取り組みを推進し、定住に向けた若者にとって住み続けたい、住んでみたいと感じるまちづくりを促進していくとともに、少子化対策として、婚活イベントの開催や結婚相談体制の充実、子育て世帯への支援、地域ぐるみの子育て支援など、結婚を希望する男女への出会いの場の提供と、安心して子どもを産み、健全に育てることのできる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、高齢化社会に対応していくためには、福祉サービスや地域医療の充実により健康寿命の延伸を図り、高齢者が住み慣れた地域で健康で自立した生活を営み、地域社会を支える担い手として生きがいを感じ活躍できる場の創出が求められます。

また、人口減少により日常の買い物や医療など、地域での生活に不可欠な生活サービスの維持・確保が困難になる可能性が示唆される中において、急速な発展を遂げる技術革新の分野を活用することにより、今まで以上に快適な生活を営める方法を研究する必要があります。

2. 地域ブランドの磨き上げと基幹産業の強靱化

本町は、恵まれた自然環境や地域資源を活かした観光と農業を基幹産業として、発展してきました。

観光においては、観光客はピーク時の約半分まで減少していますが、観光旅行形態の多様化や旅行者のニーズの変化への対応、国が進めるインバウンドへの対応などを強化し、国内観光地全体の観光客数が減少する中であって、現在も国内有数の観光地として地位を築いています。

一方、農業においては、国内全体が農業従業者の減少や高齢化、後継者不足等の課題を抱える中、地域ブランドの確立や高品質な農産物の大都市圏向け出荷、新規就農者に対する様々な支援などに取り組み、販売価格の安定と新規就農者確保に成果を得ていますが、人口の高齢化と同様に、農業従事者の高齢化と農地の維持・保全が顕著な問題として挙がっています。

さらに、昨今の激甚化する自然災害や未知の感染症の世界的な流行などの予測不能な因子によって、経済活動の急激な失速と長期にわたる景気低迷などが与える地域経済への影響が懸念されます。

地域の持続的発展のためには、地域経済の発展が何よりも重要であり、本町の基幹産業である「観光」と「農業」の振興を図っていくことが不可欠です。

そのため、本町が誇る豊かな自然環境や美しい景観、そこに暮らす人や地域に根づいた文化、歴史を磨き上げ活用し、今後更に多様化する旅行者のニーズに柔軟に対応できる組織づくりを進めるとともに、不測の事態による景気変動や「新しい生活様式」に対応し得る体制の構築と地域経済の強靱化が必要です。

さらに、観光と農業の分野が互いに連携することにより生まれる付加価値、ストーリーをもった独創的な魅力により地域ブランド力を高め、さらには町内雇用へと結びつけることが町の活性化に必要です。

3. 郷土愛の醸成と未来に羽ばたく人材の育成

本町における様々な活動は、それらに関わる一人ひとりによって支えられており、グローバル化、高度情報化など時代が大きな変化を迎える中で、まちづくりにおいては、新たな価値観を創造し未来に羽ばたく人材の育成が重要な要素となります。

未来を担う子どもたちの育成に関しては、本町の全小中学校がユネスコスクールに登録しており、ESD活動に取り組み、持続可能な社会づくりの担い手を育む教育を推進しています。

さらに、本町の豊かな自然環境や歴史・風土、ユネスコエコパークとしてのまちの特性を家庭や学校、地域が連携を図りながら、社会全体で理解し共有することが大切で、子どもたちの成長の先には、自然を愛し地元を愛する心をもった子どもたちが、一定の社会経験を積んだ後に本町に戻り、地域のリーダーとして活躍してくれるための時間をかけた人材育成と地域の見守りが重要となります。

また、地域の活力を生む産業においても、後継者の確保を図るとともに、IoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たな時代に応える高度な技術や知識を有する人材の育成、さらに、生涯を通じた多様な学習や交流のための指導者や団体の育成、地域おこし活動の担い手や組織の育成など、あらゆる分野で多彩な人材や組織を育成していく必要があります。

こうした人材や組織が積極的にまちづくりに参画していけるよう、町民参加や協働のまちづくりを実践する仕組みや環境を構築する必要があります。

4. 自然と人が調和する安全・安心なまちづくり

これまで都市基盤や公共施設などの整備及び維持に努めながら、快適な生活環境の構築を進めてきました。引き続き安定した生活環境をつくっていくためには、町道や上下水道等の整備や改修、長寿命化を進めライフサイクルコストの低減に努める必要があります。公共施設に関しては、老朽化の度合いやコスト等を勘案し、長期的な計画に基づき改修や長寿命化などの対策を講じる必要があります。

また、豊かな自然との共生を図るため、町民一人ひとりが家庭や職場、地域において、環境への負荷を低減するための努力と工夫がより一層求められており、環境に対する意識の改善、省エネルギーや地域資源を有効活用した新エネルギー利用の取り組みを始めるなど、ユネスコエコパークのまちとして「自然と人の調和と共生」の理念実現を目指し、持続可能な循環型社会の転換に向けた活動を町民と行政が一丸となって進める必要があります。

さらに、近年の大規模台風、豪雨、地震等自然災害の頻発化・激甚化に対し、減災や町土の強靱化、災害に強いライフラインの整備を進めるとともに、多様化・巧妙化する犯罪に対しては町民と地域社会・行政が互いに連携し、防災・交通安全・防犯意識の向上と体制整備を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組む必要があります。

5. 健全な行財政運営と効率的な行政サービスの提供

高度情報化と地方分権、規制緩和の進展により、行政サービスを提供する手段や内容の幅が広がっています。特に高度な情報通信ネットワークの急速な普及は、民間だけでなく行政サービスを展開する手段として、マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）によるマイナンバーカード利用や電子自治体サービスを活用したオンラインによる手続きなど、今後ますます利用範囲が拡大されると予測されるため、より効率的に情報通信技術の活用を図る必要があります。

また、リーマンショックなどの金融危機や大型台風などの自然災害、未知の感染症の流行な

ど突発的な社会問題を抱える中であって、多様化する町民ニーズに応える、より確実で充実した行政サービスの必要性が高まっています。

このため、より強い危機意識と使命感をもち、既存施設等の活用については長期的な計画に基づき合理的に運営し、簡素で効率的な行政経営を進めるとともに、国や県、近隣の自治体との広域連携を図りながら、財政の健全化に努める必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

(人口と世帯の推移)

本町の人口は大きく減少を続けており、平成 12 年の人口 16,384 人と比べ、令和 2 年では 12,148 人となり、20 年間で 4,236 人、約 26%の減少となりました。出生数の減少や若者の町外への転出が主な要因となっていますが、こうした人口の減少は現在も依然として続いている状況です。

一方、世帯数は、平成 12 年から令和 2 年まで 5 か年おきに、5,040 世帯、5,037 世帯、5,002 世帯、5,011 世帯、5,032 世帯と、人口が大きく減少しているなか一定数で推移しており、このことから、核家族化の進行、若年層流出による高齢者世帯の増加等の状況がうかがえます。

(人口の動態)

○自然増減（出生・死亡）

出生数は、平成 11 年（1999 年）から微減傾向が続いており、令和元年は 40 人まで減少しています。死亡数は増加傾向が続いた後、近年は 200 人前後で横ばいの状態が続いています。

出生数と死亡数の差である自然増減は、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続いており、平成 20 年（2008 年）以降は、100 人減を超える状況が続いています。

団塊世代の高齢化に伴い、近年横ばいの死亡数が上昇することが想定され、出生数が上昇しない場合には自然減が加速することが想定されます。

○社会増減（転入・転出）

転入数は、微減の後に増加傾向にあり、令和元年（2019 年）には平成 11 年（1999 年）以降最大となっています。

転出数も転入数と同様に、微減の後に増加傾向にあります。

転入数と転出数の差である社会増減（純移動）は、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いておりませんが、長期的に見ると社会減の程度が改善されてきています。

転入・転出ともに近年上昇傾向にあることから、移住施策による転入増の持続と、定住施策の強化による転出減の推進を図る必要があります。

(年齢階層別人口の動向)

年齢階層 3 区分別では、15 歳未満の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口が減少を続ける一方、65 歳以上の高齢人口は増加し続けています。また、構成比についても、年少人口と生産年齢人口の割合が下がり続けているのに対し、高齢人口の割合は増加を続けており、高齢化率は令和 2 年には 40.6%に達しています。

人口減少と少子高齢化は長期に渡り続いており、将来的に地域を支える年齢層が減少していくことが示唆されます。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年	
	実数 (人)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
総数	19,645	19,022	△3.2	17,680	△7.1	14,704	△16.8	12,429	△15.5
0歳～14歳	6,153	4,460	△27.5	3,161	△29.1	1,823	△42.3	1,214	△33.4
15歳～64歳	12,263	12,601	2.8	11,501	△8.7	8,471	△26.3	6,489	△23.4
うち 15歳～29歳(a)	4,509	3,898	△13.5	3,042	△22.0	1,816	△40.3	1,240	△31.7
65歳以上(b)	1,229	1,961	59.6	3,018	53.9	4,410	46.1	4,726	7.2
(a)/総数 若年者比率	23.0%	20.5%	—	17.2%	—	12.4%	—	10.0%	—
(b)/総数 高齢者比率	6.3%	10.3%	—	17.1%	—	30.0%	—	38.0%	—

表1-1(2) 人口と世帯の推移(住民基本台帳)

区分	平成7年		平成12年			平成17年		
	実数 (人)	構成比 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総数	17,477	—	16,384	—	—	15,451	—	△6.1
15歳未満	2,640	15.1	2,200	13.4	△16.7	1,864	12.1	△15.3
15歳～64歳	11,094	63.5	10,012	61.1	△9.8	9,103	58.9	△9.1
65歳以上	3,743	21.4	4,172	25.5	11.5	4,484	29.0	7.5
世帯数	5,177	—	5,040	—	△2.6	5,037	—	△0.1

区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)	実数 (人)	構成比 (%)	増減率 (%)
総数	14,366	—	△7.4	13,351	—	△7.1	12,148	—	△9.0
15歳未満	1,558	10.8	△16.4	1,268	9.5	△18.6	1,019	8.4	△19.6
15歳～64歳	8,175	56.9	△10.2	7,260	54.4	△11.2	6,200	51.0	△14.6
65歳以上	4,633	32.2	3.3	4,832	36.1	4.3	4,929	40.6	2.0
世帯数	5,002	—	△0.7	5,011	—	0.2	5,032	—	0.4

資料：住民基本台帳(4月1日現在)

※平成27年からは外国人を含む

表1-1 (3) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (%)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)	実数 (人)	就業 比率 (%)
総数	10,081	—	9,188	—	8,428	—	7,587	—	7,097	—
第一次産業	2,333	23.1	2,155	23.5	2,051	24.3	1,883	24.8	1,772	25.0
第二次産業	2,029	20.1	1,791	19.5	1,466	17.4	1,304	17.2	1,192	16.8
第三次産業	5,714	56.7	5,237	57.0	4,879	57.9	4,326	57.0	4,096	57.7

資料：国勢調査（※総数に分類不能数を含む）

(3) 行財政の状況

令和元年度一般会計決算の実質収支額は2億8,645万円の黒字になりましたが、前年度と比べて3,617万円の減となっています。

また、財政健全化判断比率については、実質公債費比率が8.4%と前年度より0.3%改善したものの、将来負担比率は80.5%と前年度より1.8%、経常収支比率は78.7%と前年度より0.5%それぞれ悪化しましたが、これらの数値から検証した場合、現在町の財政状況は概ね健全を保っているものと判断することができます。

しかし、オリンピック関連施設の起債償還が終わり公債費は減少を始めたものの、近年の施設大規模改修等の大型事業により再び増加に転じています。今後財政状況は厳しさを増すことが予想されるため、これらに備えた的確な財政運営をしていく必要があります。

歳入では、新型コロナウイルス感染症の収束が未だ見通せない中、観光を主産業とする本町ではインバウンドを含む観光客の入込み減少による企業収益への影響や、人口減少や土地価格の下落傾向から町税収入の伸びは期待できず、財源確保は厳しい状況が続くことが見込まれます。

一方、歳出では、幼児教育の無償化や福祉・教育施策の充実、防災対策の強化、道路・上水道等のインフラや施設の長寿命化改修などの大型事業を着実に進めていかなければならず、財源確保のため多額の町債発行や基金の取崩しが必要となりますが、実質公債費比率や将来負担比率を見極めながら事業の選択と集中を基本とした財政運営を行っていくこととなります。

また、移住定住策の充実や関係人口の創出により人の流れを呼び込めるような施策を充実し、的確な行政運営を行っていく必要があります。

表1-2 (1) 町の財政状況 (普通会計決算状況)

(金額の単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	6,349,733	6,835,501	7,395,695
一般財源	4,091,524	4,173,656	4,288,286
国庫支出金	469,289	512,633	552,807
都道府県支出金	348,920	353,549	377,131
地方債	470,337	859,232	861,931
うち過疎対策事業債	36,330	390,800	549,100
その他	969,663	936,431	1,315,540

歳出総額 B	6,030,493	6,429,831	7,071,982
義務的経費	2,721,415	2,315,932	2,255,761
投資的経費	407,236	735,786	1,265,913
うち普通建設事業	406,536	731,407	1,217,876
その他	2,901,842	3,378,113	3,550,308
過疎対策事業費	38,304	481,786	796,251
歳入歳出差引額 C (A-B)	319,240	405,670	323,713
翌年度へ繰越すべき財源 D	29,572	34,981	37,001
実質収支 C-D	289,668	370,689	286,712
財政力指数	0.52	0.45	0.43
公債費負担比率	18.0	10.8	10.7
実質公債費比率	19.7	11.5	8.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	82.2	77.4	78.7
将来負担比率	108.8	83.8	80.5
地方債現在高	5,393,307	6,310,650	8,045,671

(注) 1 上記区分については、地方財政状況調（総務省 自治財政局財務調査課）の記載要領による。ただし、実質公債費比率と将来負担比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づく数値を使用する。

表1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和元 年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	33.9	36.9	51.4	53.9	55.6
舗装率 (%)	44.9	57.0	74.5	80.8	82.5
農 道					
延長 (m)	102,342	105,907	94,358	97,484	93,737
耕地1ha当たり農道延長 (m)	74.3	80.7	75.3	79.3	77.7
林 道					
延長 (m)	51,000	132,356	106,410	109,866	113,372
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	27.5	21.8	30.7	31.7
水道普及率 (%)		99.8	98.9	100.0	100.0
水洗化率 (%)	6.7	22.5	54.2	82.2	93.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0	0	0	0	0

(4) 地域の持続的発展の基本方針

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、本町も過疎地域の指定を受けました。本町は「山ノ内町自立促進計画」を策定し、地域の自立促進に向け取り組みを行ってまいりましたが、令和2年度をもって計画期間が終了することから、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、新たに「過疎地域持続的発展山ノ内町計画」（以下、本過疎計画）を策定し、取り組みを進める必要があります。

これまでのまちづくりの成果を継承しながら、今後の持続的発展対策の推進にあたっては、町

民と行政の協働による自主自立の自治体運営と地域社会の持続的な発展を目指したまちづくりの指針となる「第6次山ノ内町総合計画」（以下、総合計画）との整合性を図り、まちの目指す将来像に向け、施策を推進することが重要です。このため、総合計画に掲げるまちづくりの基本目標を、本過疎計画における地域の持続的な発展の基本方針として位置付け、これに基づき各種施策を進めていきます。

- ひとつながり、魅力あふれる産業と交流の郷土
- いきいきと暮らす、元気が満ちる健康な郷土
- 未来に羽ばたく、豊かな文化と学びの郷土
- 自然と生きる、暮らしの希望を叶える安全な郷土
- みんなが活躍する、絆の力で地域が活きる郷土

（5）地域の持続的な発展のための基本目標

（4）に記載した本町の持続的な発展にかかる基本方針に基づき、本過疎計画全般に関わる基本目標を以下のとおり設定します。

人口に関する目標		人口の見通し（推定及び目標値）				
年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年
推定値	15,451	14,366	13,351	12,148	10,905	9,776
目標値	—	—	—	—	11,100	10,500

資料：住民基本台帳（4月1日現在）

※第2期山ノ内町人口ビジョンによる推計

各分野に関する目標については、この後に記載するそれぞれの項目ごとに記載します。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

本過疎計画は総合計画と整合性を図り策定しているものであることから、「地域の持続的な発展のための分野別目標」の達成状況評価については、「第6次山ノ内町総合計画前期基本計画」（以下、前期基本計画）の達成状況の評価に代えるものとします。

（7）計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、「山ノ内町公共施設等総合管理計画」（以下、総合管理計画）と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は以下のとおりとなっており、総合管理計画において、総合計画との整合性を図ることを規定しているため、本過疎計画に記載されたすべての公共施設等の整備に係る事項については、総合管理計画及び「山ノ内町公共施設個別施設計画」（以下、個別施設計画）と整合性を図るものとしています。

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1. 点検・診断等の実施方針

点検・整備については、日常点検と定期・臨時点検で実施し、その点検履歴を記録し、集積・蓄積して老朽化対策等に活用します。また、点検により得た情報で他の公共施設にも該当する事項は、各施設管理者間で情報共有を図ります。診断については、劣化の進んだ公共施設等の補修を行う（事後保全）のではなく、予防保全型維持管理の視点に立って、必要に応じて点検や劣化診断を効果的に実施することで、施設の長寿命化を図り、トータルコストを縮減していきます。

2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

『新しく造ること』から『賢く使うこと』を基本認識として、公共施設等の計画的な点検や劣化診断を計画的・効率的に行うことにより、維持管理費・修繕費を平準化し、トータルコストの縮減を図ります。更新する場合は、長期使用の可能性を検討するとともに、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設等のコンパクト化や効率化の観点から、施設の統合や複合化について検討を行います。施設の取り壊しに際しては、優先順位を付けて実施し、事業費等の削減、平準化を図ることとします。また、維持管理・修繕・更新等についても履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていきます。その他、施設の整備、維持管理等の運営については、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFIなどの民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することも検討していきます。

3. 安全確保の実施方針

点検・診断等により、危険性が高いと認められた公共施設等で、利用、効用等の高い施設については、原則として速やかに安全確保及び長寿命化対策を実施することとし、危険を除去し安全の確保を図ります。また、老朽化等により供用廃止され、かつ今後も施設の利用、効用等の低く転用や売却が困難な公共施設等は、取り壊し等を視野に入れた安全の確保を行います。

4. 耐震化の実施方針

総合管理計画の安全確保の実施方針に基づき、施設の利用、効用等の高い施設については、施設利用者の安全性の確保及び災害時において、適確に機能を発揮できるよう、引き続き防災・耐震性能等の向上を進めます。耐震化未実施の施設については、築後30年以上経過している老朽施設でもあり、耐震化とともに長寿命化を行う必要があるため、耐震補強は慎重に検討を行いつつ、耐震性のある既存建物への機能移転や更新による耐震化も視野に入れ検討します。

5. 長寿命化の実施方針

公共施設等については、診断と改善に重点を置き、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的に実施し、公共施設等を健康な状況に保ちます。更に定期的に施設診断を行い、小規模改修工事により不具合箇所を是正するなど、予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。また、町営住宅、橋りょうについては、既に策定済みの「山ノ内町公営住宅等長寿命化計画」、「山ノ内町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、維持管理、修繕、更新等を実施することとし、その他の施設については、総合管理計画に準じたうえで、個別施設計画に基づき実施します。

6. 統合や廃止の推進方針

公共施設等の統合や廃止については、利用状況や老朽化の状況等を踏まえ、積極的に既存施設の有効活用及び売却等を行い、可能な限り新規の施設整備は抑制することとし、施設再編や国・県及び民間施設の利用・合築等を視野に入れ、複合化等による機能維持を図りながら施設総量の縮減を目指します。なお、統合・廃止により余剰となった施設については、取り壊しを進め、安全面の確保や景観の確保及び事業費等の削減、平準化を図ります。

7. 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

総合計画の実施計画を総合管理計画策定の前提とすることで、所管課をはじめ、関係課との情報共有や調整を図りつつ、公共施設等の管理を総合的かつ計画的に実施するために、全庁横断的な推進体制を構築します。また、必要に応じて職員研修を行い、公共施設等マネジメントのあり方、経営的視点に立った総量の適正化、保全的な維持管理及びコスト感覚に対する意識の向上に努めていきます。計画の実施は、まちづくりのあり方に関わることから、町民、有識者、議会との情報の共有化により、意見の反映を図ります。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と課題

【移住定住】

- 人口減少をくい止める対策は喫緊の課題です。前期基本計画策定にあたっての地区や保育園保護者との懇談では、町が行う様々な独自の施策が周知されていないほか、他の市町村から見れば羨むほどの町の魅力ある資源が認知されていない状況にありました。観光の「おもてなし」充実のためにも、住む人が「郷土を誇りに思い、愛着をもってもらえるまちづくり」の推進が必要です。地域の資源や町独自の施策を情報として積極的に発信し、移住・定住希望者の後押しする取り組みが必要です。
- 本町で育った多く子どもたちが進学や就職により転出しています。未来ある若者が地域のリーダーとして活躍できる教育の促進と環境の充実を進める必要があります。
- 多様な交流活動をもたらす人、もの、情報などが地域の人材育成や文化の発展、経済の活性化に大きな効果をもたらします。地域資源を積極的に活かした交流活動が、地域のまちづくりや人づくりの基盤となります。これらの活動を通じ、移住・定住者に「つなげる」取り組みが必要です。
- 移住者にとって住宅の確保は必須です。希望に添えるような空き家の確保と情報の提供を行う体制の強化とともに、新たな居住環境の確保に向けた検討が必要です。

【都市・国際交流】

- 交通網や通信技術の発達により、国内外での交流が身近なものとなっています。本町では、東京都足立区や群馬県玉村町と友好交流都市提携し、行政、友好交流協会を通じての文化、イベントでの交流や小・中学校でのスポーツ、教育の交流など幅広い交流を行うことでお互いの友好を深めています。
- 平成 19 年度中国北京市密雲区と友好交流提携、平成 29 年度アメリカ合衆国コロラド州ベイ

ル町と国際友好交流協定を結び、各友好交流都市と本町を訪問し合いながら友好を深めています。

- 本町の国際化を進展していくためには、在住外国人や外国人観光客との日常的な交流の場を設け、言語や文化の違いを越えて多方面にわたる交流を展開することが求められます。

【人材育成】

- 持続可能な地域社会を形成するためには、地域の中心的リーダーの発掘や養成が不可欠です。このためには地域関係者や各担当課等で協働しながら支援体制を構築することや、地域おこし協力隊や地域住民等の活用などを行いながら、地域社会の担い手となる人材を育成していく取り組みが必要です。

(2) その対策

【移住定住】

①支援体制の充実

地方への移住を考える若者は増えています。「新しい生活様式」に対応した働き方に変化しつつある中で、本町の魅力を大いに発信し移住を求める人たちの後押しにつながるお手伝いを進め、役場内においても移住定住推進体制の強化を図るとともに、各課横断的に支援の充実を図ります。また、北信地域定住自立圏形成協定に基づき、将来にわたり安心して住み続けられる圏域を目指し、構成市町村との連携・協力のもと取り組んでいきます。

②居住環境の確保

移住者にとって直面する課題は住居の確保です。空き家バンク事業を充実させ住宅の確保を進めるとともに、長野県宅地建物取引業協会長野支部との協働により物件の売買・賃貸借のお手伝いを行います。

また、住宅を確保するための支援を継続し移住定住しやすい環境整備を進めます。

③シティプロモーションの推進

人口減少対策として町独自に実施している様々な施策を町民に理解してもらうことで、町に住み続けようとする動機付けを図るほか、町の魅力ある資源を認知することで、郷土愛の醸成を図ります。

また、移住者にとって魅力ある内容で情報発信を有効に行うためには、どのような人たちを誘致したいのか、具体的なペルソナを設定し戦略的に進める必要があることから、シティプロモーションの積極的な推進に取り組みます。

【都市・国際交流】

①都市交流の促進

経済面や教育文化面などでの交流を促進するとともに、民間の各種団体等が活発に交流できる場の支援に努め、より一層の友好交流を推進します。

②関係人口の獲得

本町のファンである関係人口の獲得は、移住・定住者の増加や地域コミュニティ活動の活性化につながっていくため、ふるさと納税制度による返礼品等を通じて、寄附者に本町の魅力を知ってもらうほか、寄附いただいたことによる特徴的な活用事例をお知らせするなど、一過性のものでない当町の関係人口を獲得できる取り組みを目指して、より一層の拡充を図

ります。

③多様な国際交流の促進

国際友好都市への交流派遣や日本語教室、各種交流イベント等の推進や支援を行い、町民と外国人との国際交流の輪を広げています。また、在住外国人にも住みよい町づくりを目指すため、相談・支援体制や情報提供の充実を図ります。

【人材育成】

①持続可能な地域の形成

地域住民が支え合いながら地域経済の活性化やリーダー育成を始めとした地域おこしを行う環境づくりを支援します。また、関係者や各関係課と支援体制の構築に向けた取り組みを強化し、地域おこし協力隊の積極的な登用や制度活用などを行いながら積極的な推進に取り組みます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R 7)
移住定住	体験住宅の年間利用日数	日 (組数)	135 (10)	183 (13)
	空き家バンクマッチング件数	件	4	5
	町に住み続けたいと思う人の割合(まちづくりアンケート)	%	64.8	70.0
都市・国際交流	ふるさと納税者延べ人数	人	5,376	6,000

(3) 計画

事業計画 (令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(1)移住・定住	移住・定住促進家賃補助事業	町	
		空き家改修・家財道具処分補助事業	町	
		若者マイホーム取得等補助事業	町	
		移住体験住宅事業	町	
		地域力創造事業	町	
	(2)地域間交流	足立区・玉村町等友好交流事業	町	
		米国ベイル町友好交流事業	町	
		オリ・パラホストタウン交流事業	町	
		ふるさと納税特産品贈呈事業	町	
		中国密雲区友好交流事業	町	
		志賀高原 Let's スキー	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業	移住定住推進事業 (人口減対策である町内への移住推進策として、町の魅力や移住・定住の支援情報を掲載したメディアを作成するとともに、首都圏等で開催される移住セミナーPR イベントへの参加を図る)	町	

		定住環境整備促進事業 (結婚を機に新たな住居を希望する町民や移住を希望する者が住居となる場所がないことを理由に町外への転出や他市町村への移住を決めることがないように、住宅の整備・助成等を行い、定住を促す)	町	
--	--	---	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ・行政系施設のその他行政系施設：計画的に点検や劣化診断を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

3 産業の振興、観光の開発

(1) 現況と課題

【農業】

○本町の農業は、気候、立地、標高差、昼夜の寒暖差等、農産物栽培に適した環境が揃った中で、果樹・米・そば・野菜・菌茸類など、地域性に富んだ様々な農産物が生産されています。それぞれの農産物がもつ特徴と合わせ、「志賀高原ユネスコエコパーク」「清流」「自然」など、本町ならではのアピールポイントを消費者へ浸透させることにより、単なる「旨い」ではなく、ストーリー性をもった「だから旨い！清流育ち。」を印象付け、ブランド力の強化を図ってきました。

また、三観光地を有する本町ならではの強みを活かし、観光との連携により相乗効果につながる取り組みを進め、町の産業振興及び活性化を推進しています。

○主力作物である果樹については、栽培農家の技術や努力及び最適な栽培条件による高品質化に加え、志賀高原ユネスコエコパークの独自性を活用した高付加価値化により市場等でも高い評価を得ていますが、優良産地としての信頼確保のためには更なる生産量の増加が求められています。

高齢化や後継者・担い手不足等により農業従事者の減少が進むとともに、労力不足等により経営規模の拡大ができない農家が増えており、こうした状況は、農地の遊休荒廃地化が進む原因になるほか、有害鳥獣被害の拡大につながる事となるため、優良農地を後世へつなぐための実質的な取り組みや地域ぐるみでの人材及び労働力の確保が急務となっています。

○農業経営においては、自然災害等による収量減や市場価格の低下等の状況変化が起こる可能性があるため、様々なリスクに備え、安定した経営対策を図ることが必要となっています。

○基盤整備されておらず、不整形地や農道が狭いなど条件が悪い農地が多いことから、県や関係団体等との連携のもと地域が一体となった取り組みの推進が必要です。また、傾斜がきつい農地や農地が点在しているなどの問題もあることから、省力化や効率化の導入に対する支援を進めます。

○畜産業については、経営環境は厳しさを増すものと想定されることから、施設整備等による畜産環境の改善、消費者ニーズに対応した安全・安心な家畜の飼育、優良品種の導入、伝染病防疫対策等について十分な配慮と、担い手の育成確保が求められています。

養殖業については“信州サーモン”などの安定した供給体制の構築とブランド力の強化が必要です。

【林業】

- 本町の森林面積の約8割が民有林であり、各所有の面積が1ha未満の小規模な所有形態に起因しての境界不明確な山林が多く、森林整備が進まなかった森林が多く見受けられるとともに、所有者の高齢化も進んでいます。
- 県や森林組合と連携し、林業従業者への支援や森林整備などを継続しながら林業生産機能の維持と確保を図る一方、森林の国土保全・水源かん養などの環境機能や、観光・保健・レクリエーション機能などの森林の公益的機能の活用を進めるとともに、特用林産物や間伐材など、豊富な森林資源の有効活用を図ることが求められています。
- 野生鳥獣による農作物の食害等の発生により、営農意欲の減退や耕作放棄地の増加、森林植生への影響が懸念されています。また、民家や商店、旅館等の施設への被害に加えて、町民や旅行者に対する人的被害の危険もあり、安全対策も含めたより効果的な有害鳥獣対策が求められています。

【商工業】

- 本町の商業は、観光産業と密接な関係により発展してきており、観光客をターゲットとする商店・飲食店・卸売などと町民の日常生活用品を取り扱う商店に大別されてきました。しかしながら、旅行形態の変化や町民の生活エリアの拡大等により、町内消費は低下傾向にあります。
- 町内消費の低下とともに増えつつある空き店舗について、補助金活用による起業者の誘致による賑わいの再生を進めていますが、今後、地域のまちづくりの方向性に合致した空き店舗活用と誘致を進める必要があります。
- 商工事業者の高齢化と後継者不足は、事業承継や伝統的な地場産業における技術の継承も困難な状況になりつつあります。
- 頻発する自然災害や未知の感染症等により事業継続が困難な状況に陥る事業者が増えています。
- 観光や農業など他産業と連携しながら地場産業や特産品開発等の経営資源の活用に傾注するとともに、既存工業の体質強化を支援していくことが求められています。

【雇用・就労対策】

- 中小企業は、大きな企業に比べて経営基盤が弱く、景気の変動は経営を大きく左右します。このような中で、中小企業に働く勤労者の福利厚生や職場環境は必ずしも十分な状況とは言えないため、労働環境の向上を図る必要があります。
- 移住者や若者の安定的な就業を確保するため、きめ細やかなキャリア研修を視野に入れた就業支援、総合的な創業支援を継続的に行っていく必要があります。
- 社会情勢の変化や人々の価値観の変化により、より多様な働き方が求められる中で、ICTの活用により「新しい生活様式」に合った働き場所の必要性が高まっています。ワーケーションを求める人の増加に合わせ、テレワークオフィスの開設支援や、コワーキングスペースの確保など、ソフト・ハード両面からの支援が必要となっています。

- IT 産業の振興やインバウンド対応など、高度化するニーズに対応できる人材を確保し育成するための環境を整備する必要があります。
- 自然災害や未知の感染症等による雇用機会の減少に対応するため、異業種連携による雇用機会の向上を図る必要があります。
- 人口減少や就労者の高齢化により地域の人手不足は深刻化する中であって、高齢者も障がい者も勤労意欲のある町民の就業相談体制を充実させ、積極的に支援していく必要があります。

【観光】

- 本町の観光は、上信越高原国立公園の中心において、2,000m級の山々に囲まれた絶景と清流を発する志賀高原、開湯 1,300 年余の歴史と情緒豊かな街並みを誇る湯田中渋温泉郷、日本の原風景をも楽しめる北志賀高原の3つのエリアが連携し、ウインタースポーツと温泉、豊かな自然環境に恵まれた環境にあります。
- 観光ニーズの多様化・個性化、少子化による合宿・修学旅行の減少、頻発する自然災害や未知の感染症等により、これまでの志賀高原、湯田中渋温泉郷、北志賀高原といった3つの観光地の魅力発信に加えて、地域の「ひと」や「歴史」、「安心」などのキーワードが重要になっています。
- 昭和 55 年（1980 年）に志賀高原がユネスコエコパークに登録され、平成 26 年（2014 年）には移行地域の設定により町のほぼ全域にエリアが拡大されました。
ユネスコエコパークを活用した観光のまちづくりとして、エコツアーの企画・実施や、環境学習プログラムの発展を支援する取り組みを進めていますが、引き続き、「生態系の保全と持続可能な利活用の調和」との理念に基づきながら、ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくりが求められています。
- 全国的に訪日外国人が増加している中で、スノーモンキーなど本町独自の観光資源が脚光を浴びており、アジア・オセアニア地域を中心に外国人観光客が増加してきました。
滞在期間が長く、消費額の大きい外国人観光客は、地域経済の活性化のための重要なターゲットであり、外国人観光客の受入環境整備と豊富な観光資源を組み合わせ、観光地としての魅力を更に高めていくことが課題です。
- 志賀高原総合会館 98 などの観光施設は、建設から 20 年以上が経過し老朽化が進んでいることから、計画的な施設改修や修繕が必要となっています。
- 北陸新幹線の延伸を見据えた関西方面からの誘客、広域関係団体と連携した広域観光の推進、観光関連団体・旅行業者・報道関係者等との連携強化、「ひと」や「食」、「歴史」などの地域資源の利活用、農業など他産業との連携、ユネスコエコパークの利活用などハード・ソフト両面から総合的・計画的に取り組み、多様化するニーズに対応できる通年観光への展開と、観光 PR の強化や顧客満足度の向上とともに、頻発する自然災害や未知の感染症等に耐え得る受入環境の改変や交通インフラの強化、観光関連団体の組織維持に向けた取り組みが求められています。

(2) その対策

【農業】

①農産物の高付加価値化

農産物の生産拡大を進めながら、J A や関係団体等と連携し幅広く積極的な PR を実施する

とともに、地域食材がもつストーリー性や伝統などの魅力を活かし、地産地消による地元消費拡大のほか、観光客等を対象とした地産旅消・地産外消に向けた取り組みを推進します。

②経営体制の充実

地域農業を担う意欲的な農業者の確保と育成支援に努めるとともに、集落営農の促進や農繁期の労力確保対策等により、営農体制の強化を図ります。また、農業への新規参入を促すべくIターン就農者の受入体制を整備するほか、親元へのUターン者や一般法人等の新規参入を含めた担い手確保対策に引き続き取り組み、地域農業の活性化を図ります。

③生産基盤整備の推進

多様な農産物の生産性向上を図るため、優良農地の確保に努めるとともに、用排水施設や農道等の農業施設の適正な維持・整備を計画的に進めます。

特に、中山間地域については、耕作放棄地の増大を防ぐことによって、農地を保全し、農村の多面的機能の確保を図ります。

【林業】

①森林の整備・保全

森林整備事業を促進するとともに、森林病虫害の防除等の対策を講じ、森林の健全育成に努めます。また、SDGsの目標達成に寄与する社会づくりや今後本格的に開始される森林経営管理制度を見据え、目指すべき森林の姿を地区ごとに定め、望ましい森林資源への誘導もしくは維持を図ります。

②森林資源の活用

森林経営管理制度及び森林経営計画による適切な森林管理に努め、公共施設や公共事業における間伐材の利用を推進するとともに、町民参加の森づくりや環境学習など森林資源の有効な活用を目指します。

③有害鳥獣対策

農業や林業などの産業を保全し、町民や来訪者が安心して活動できるよう、引き続き県や猟友会、地域が一体となった主体的・総合的な取り組みを支援するとともに、新たな技術を活用したより効果的な有害鳥獣対策を目指します。

【商工業】

①持続可能な経営基盤の強化

商工会との連携により、融資制度や補助事業の活用などを見据えた経営指導を進め、中小企業の経営安定化に向けた支援に努めます。

②賑わい創出のための小売業の振興

空き店舗や休眠スペース等の活用を含め、独自性を活かした魅力ある地域づくりを促進します。また、自主的な取り組みを支援し、地域の認知度を高めるとともに賑わいの創出を進め、地元消費の拡大を図ります。

③生業となる伝統産業の振興

販路拡大に向けてのPR活動やイベントに「酒」や「ろくろ細工」など伝統的な技術をもった職人の露出を図り、「ひと」による伝統産業の振興と次世代に技術が「つながる」後継者の発掘に努めます。

【雇用・就労対策】

①就業環境の充実

飯山公共職業安定所などと連携した就業支援に努めます。また、観光関連及び農業関連産業を中心に雇用機会の創出や業務の支援交流を図ります。

インバウンド対応に向けた講習会等の開催・異業種連携による通年雇用環境の確保を進めます。

②勤労者福祉の充実

勤労者の生活安定のため、日常生活に必要な資金の融資を行うとともに、福祉の充実を図り、働きやすい職場環境づくりを促進します。

【観光】

①ユネスコエコパークの特色を活かした観光地づくり

令和6年（2024年）のユネスコ定期報告に併せて、ユネスコエコパークのエリア拡張が再び予定されており、これにより町の全域にエリアが拡大されることとなります。

あらためてユネスコエコパークの理念を踏まえながら、認定されていることの特色や優位性を活かした観光地づくりの取り組みを進めます。

なお、国際的に認められた「自然と人間社会の共生」モデル地域として、SDGsの目標達成への貢献を意識しつつ、あらゆる関係団体や産業との連携を図りながら進めます。

②国際的な観光地づくり

全国的に訪日外国人が急増する中、当町ではスノーモンキーや国内屈指の上質な天然パウダースノーなど町独自の観光資源が注目を浴び、外国人観光客が増加を続けてきました。

今後は、旅行者のストレスをなくすための環境づくりやユネスコエコパークに認定された豊かな自然、地域の食や風土、伝統文化といった観光資源を活用したプロモーション活動を展開し、国際的な観光地づくりを推進します。

③魅力的な観光地づくり

本町は、ユネスコエコパークに認定された雄大な自然を背景とした豊富な観光資源に恵まれており、この観光資源の質的向上を図り活用してきました。

今後は、多様化する旅行者のニーズに対応するため、地域の「食」や「暮らし」、「ひと」を観光資源と連動させる取り組みを推進します。また、安心して訪れることのできる「新しい生活様式」に対応した観光地づくりを推進します。

また、当町における観光施設は建築から20年以上経過しているものも多く老朽化が進行していることから、計画的な改修、修繕に努め、観光客にとって魅力ある施設整備を進めます。

④おもてなしの観光地づくり

高齢者や障がい者、外国人など、訪れた人誰もが気軽に安心して楽しめる観光地づくりを進めるとともに、おもてなしの心を伝えることのできる「ひと」づくりを推進します。

⑤誘客プロモーション活動の積極展開

様々なメディアや旅行会社、交通機関との連携による魅力発信のほか、ICTを活用した情報収集・発信を推進します。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
農業	新規就農者数（5年間累計）	名	59	60
	農地流動化面積	ha	20.5	23.0
林業	境界明確化事業実施面積	ha	2,723	3,250
	森林経営計画策定面積	ha	1,888	2,400
商工業	空き店舗利活用による起業者数（累計）	件	19	24
	商工会員の組織率	%	50.7	55.0
雇用・就労対策	町の特性に応じた地域職業訓練センターでのカリキュラムの創出	件/年	0	1
	テレワークオフィスの開設数	か所	1	5
	町勤労者互助会の会員数	名	122	150
観光	自然観察等ガイドツアー参加者数	人	15,021	17,500
	外国人延宿泊者数	人泊	102,678	130,000
	観光地利用者統計における延利用者数	人	4,318,800	4,400,000
	町公式 SNS のフォロワー数（フェイスブック、インスタグラム、ツイッター）	件	4,935	10,000
	ユニバーサルフィールドコンシェルジュの修了者	人	0	5
	公衆トイレにおける洋式化率（※町管理の公衆トイレに限る）	%	55	100

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2産業の振興	(1)基盤整備 【農業】	町単土地改良事業	町	
		国土保全対策事業	町	
		地域発元気づくり支援事業	町	
		杳野島崎地籍ほ場整備事業	町	
		安全な地域づくり事業	町	
		機械借上料	町	
		多面的機能支払交付事業	町	
		中山間地域等直接支払事業	町	
		県営かんばい夜間瀬維持管理事業	町	
		農道改良事業	町	
		産地パワーアップ事業	町	
		(1)基盤整備 【林業】	林道整備事業	町
	安全な地域づくり事業		町	
	機械借上料		町	
	林道改良事業		町	
	林道橋梁修繕事業		町	
	(4)地場産業の 振興	林道施設点検診断事業	町	
		よませ活性化センター維持管理事業	町	
		須賀川生活改善センター解体事業	町	

	【技能修得施設】			
	(5)企業誘致	サテライトオフィス開設支援事業	町	
	(6)起業の促進	起業支援事業	町	
	(7)商業 【共同利用施設】	役場分室跡駐車場整備事業	町	
	(7)商業 【その他】	商工会事業補助事業	町	
		町制度資金利子補給事業	町	
		県・町制度資金保証料補給事業	町	
		北信州能力開発センター補助事業	町	
	(9)観光又はレクリエーション	国立公園内施設事業	町	
		観光施設改修事業	町	
		国立公園上質化整備事業	町	
		町観光連盟事業補助事業	町	
		観光イベント等振興事業	町	
		地域おこし協力隊	町	
		鉱泉源保護補助事業	町	
		9市町村広域観光連携会議	町	
		ウィンターイベント事業	町	
		観光大使スキー大会	町	
		スノーリゾート受入観光地協議会	町	
		国立公園先進的プロジェクト	町	
		国際交流員	町	
		インバウンド推進負担金	町	
		カレッジコンサート	町	
		長野県観光機構負担金	町	
		志賀高原ヒルクライム	町	
		冬山交通対策事業	町	
		ガイドセンター運営事業	町	
		観光大使杯ゲートボール大会開催	町	
		訪日外国人受入環境整備事業	町	
		公衆トイレ維持管理事業	町	
		国立公園内管理・除雪事業	町	
自然保護センター管理運営事業		町		
観光施設維持管理事業		町		
SNS 発信強化事業		町		
志賀高原総合会館維持管理事業	町			
ガストロノミーツーリズム	町			
観光地活性化特別対策事業	町			
観光おもてなしお宿便サービス事業	町			
観光案内アプリ保守事業	町			
観光楽ちんカーサービス事業	町			

		観光宣伝事業	町	
		統一宣伝事業	町	
		首都圏等宣伝事業	町	
		地域の元気・魅力づくり事業	町	
		特別誘客事業	町	
		ユニバーサルツーリズム	町	
		志賀高原総合会館改修事業	町	
		河川公園整備事業	町	
	(10)過疎地域持続的発展特別事業	空き店舗等活用事業 (町内における空き店舗または空家等を活用し、新たに店舗などを開業する事業者に対し、建物改修の費用及び建物等を賃借する場合における家賃等の補助を行い活性化を図る。)	町	
		第6次産業化推進事業 (特産品等を利用した6次産業化の推進を図る。)	町	
		インバウンド推進事業 (外国人観光客等の町内観光地への周遊を促し滞在していただくことを目的に、プロモーション事業の実施及び無料Wi-Fiの整備・維持を行う。)	町	
		苗木育成事業 (いのちを守る森づくり事業の植樹に使用する苗の育成と植樹した苗の育成状況のモニタリング調査を地元児童・生徒が環境学習として実施する。子ども達の郷土を愛する心の醸成といのちを守る森づくり事業のコスト縮減を図る。)	町	
		須賀川生活改善センター解体事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	
	(11)その他 【農業】	遊休農地復活事業	町	
		農業機械等導入支援事業	町	
		農業水利施設保全合理化事業	町	
		農業振興地域整備計画事業	町	
		基幹水利施設ストックマネジメント事業	町	
		ブランド農業推進事業	町	
		ブランド農業生産振興対策事業	町	
		ブランド生産体制確立支援事業	町	
		そば振興対策事業	町	
		果樹共済加入促進事業	町	

		がんばる農業応援事業	町		
		がんばる農業就農奨励金支給事業	町		
		新規就農者確保事業	町		
		地域おこし協力隊	町		
		農業経営雇用促進事業	町		
		強い農業・担い手づくり総合支援事業	町		
		収入保険加入促進事業	町		
		農地流動化対策事業	町		
		(11)その他 【林業】	有害鳥獣対策事業	町	
			害虫防除対策事業	町	
	ABMORI 事業		町		
	有害鳥獣対策パトロール業務		町		
	森林経営管理制度		町		
	森林組合間伐事業負担金		町		
	鳥獣被害防止緩衝帯整備事業		町		
	集団電柵維持管費補助事業		町		
	森林整備地域活動支援交付事業		町		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
山ノ内町全域	旅館業、農林水産物等販売業、製造業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3産業の振興、観光の開発」の(2)(3)のとおり

なお、事業を推進するにあたり、周辺市町村や協議会等との連携に努めるものとします。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」及び「インフラ施設の方向性」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① スポーツ・レクリエーション系施設：継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで施設の長寿命化、コスト削減に活かしていきます。
- ② その他のうち観光・農林関係施設：各施設の目的や用途に応じた管理手法を施設ごとに検討し実施していきます。
- ③ 農道・林道・用水路：日常的なパトロール及び定期的な点検・診断を実施することで、施設の長寿命化を図ります。

4 地域における情報化

(1) 現況と課題

【情報化】

○ICTの著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。町づくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用の可能性があることから、住民の利便性向上や効率的な行財政運営に資する活用を進めていく必要があります。

(2) その対策

【情報化】

①防災ネットワークの強化

災害時における、地域防災情報システムの円滑な運用及び情報伝達手段の拡充に向け、SNSの活用も含めた多様化・多重化を推進し、より多くの方へ迅速で正確な広報を行うことで災害の未然防止、減災に努めます。

②窓口サービスの充実

行政手続のデジタル化を基本とした行政手続きの簡略化やワンストップサービスの確立を目指し、更なる住民サービスの向上を図ります。

③電子自治体サービスの充実

公共施設の利用予約や行政手続きのデジタル化の拡充検討を進めます。

マイナンバーカードの取得促進とカードにより利用可能な各種サービスの拡充に合わせ、更なる利便性の向上を図るとともに、利用の推進を図ります。

情報システムが便利になる一方、システムが複雑化し職員一人ひとりの情報セキュリティに対する知識と意識を高める必要があります。より安全な情報管理と運用に努めるとともに、セキュリティインシデント対応計画に沿った適正な運用を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
情報化	防災情報等の受信人口カバー率の向上	%	10	40
	行政手続のデジタル化	件	0	5

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 【防災行政用無線施設】	地域防災情報システム管理運用	町	
		戸別受信機維持管理	町	
		防災情報配信システム管理運用	町	
	(1)電気通信施設等情報化のための施設 【その他】	マイナンバーシステム管理運用	町	
		クレジット収納システム管理運用	町	
		コンビニ収納システム管理運用	町	
		コンビニ交付サービス管理運用	町	

		町道除雪集計システム管理運用	町	
--	--	----------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と課題

【交通体系】

- 町民の日常生活や産業活動、観光客の入込等において、人や物の交流が円滑に行われるためには、道路や公共交通などの交通網が体系的に整備されている必要があります。
- 本町の道路網は、国道 292 号及び国道 403 号が幹線道路として機能しています。
- 都市計画道路は 8 路線で、改良率 55.50%と長野県内では高い整備水準にありますがその大半は国道 292 号が占め、市街地中心部では未整備な計画路線が残り、計画決定から 60 年経過しています。
- 北陸新幹線飯山駅につながる国道 403 号については、落合地区の橋梁が改築され良好なアクセスが確保されていますが、更に円滑な交通や安全を確保するため、交差点改良などを行う必要があります。
- 長期未整備な都市計画道路や町道網の全面的見直しに取り組み、都市計画マスタープラン見直しに合わせ、社会情勢の変化に応じたまちづくりや道路整備が必要です。
- 橋梁、トンネルなどの道路施設は長寿命化計画に基づき適正な管理、修繕を行うとともに、施設の長寿命化を進めライフサイクルコストの低減に努める必要があります。
- 冬季における克雪・除雪対策など道路の適切な維持管理も引き続き重要な課題です。身近な生活道路については、道路幅員が狭い区間や屈曲した箇所がみられるほか、歩行時の危険性も指摘されるなど、その改良・整備が求められています。
- 今後の道路整備については、単に輸送効率を追求するだけでなく、ユニバーサルデザイン化の推進や安全性、防災性、快適性、文化性といった多様な側面に配慮した道づくりが求められており、特に観光産業を基幹産業の一つとする本町においては、景観への配慮が欠かせないものになっています。
- 児童・生徒や高齢者など、自動車運転免許を持たない方の移動手段として公共交通機関は必要不可欠です。関係機関との連携のもと運行本数や乗り継ぎの利便性など、サービス水準の維持に配慮しつつ、利用促進策の検討や運行事業者への支援等により、公共交通手段の維持・確保を図る必要があります。
- 全国的に高齢者による自動車事故の件数が増加する中、自ら免許を返納される方が増えています。地域公共交通の確保とともに市町村運営有償運送の充実を図り利用促進を進めます。

(2) その対策

【交通体系】

①地域を結ぶ道路づくり

本町と周辺市町村を結ぶ、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図ります。

また、町内の中心市街地と周辺集落を結ぶ生活道路の整備及び改善に努め、町民生活や地域経済を支える道路づくりを進めます。

②人にやさしい道づくり

歩きやすい歩道の整備や散策路・周遊路として親しめる道づくりに努めるとともに、除雪対策を強化するなど、誰もが安全で安心して通ることができる道路づくりを進めます。

③地域公共交通の充実

子どもや高齢者、自動車運転免許返納者などの移動手段として地域公共交通の確保を図るとともに、市町村運営有償運送の充実を図るため、関係機関や近隣市町村との研究を進め利便性の向上に努めるほか、楽ちんバスの適正な運行管理の研究を進めます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
交通体系	町民が進める町道除雪	箇所	29	35
	人口に対する「楽ちんバス」利用者数の割合		0.62	0.68

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 【道路】	町道等道路改良事業	町	
		町道道路維持管理事業	町	
		町道等道路側溝整備事業	町	
		安全な地域づくり事業	町	
		町道道路除排雪事業	町	
		町道区等除雪補助事業	町	
		機械借上料	町	
	(1)市町村道 【橋りょう】	橋梁修繕事業	町	
	(1)市町村道 【その他】	地域公共交通計画策定事業	町	
	(5)鉄道施設等 【鉄道施設】	地域鉄道安全性向上事業	町	
	(6)自動車等 【自動車】	コミュニティバス購入事業	町	
		除雪車購入事業	町	
	(9)過疎地域持 続的発展特別事 業	コミュニティバス運行事業 (須賀川線のバス運行廃止から、自家用有償旅客運送として地域に必要な公共交通手段を確保する。)	町	

		廃止代替バス運行補助事業 (長電バスが運行する菅線の赤字補填として、路線バスの運行補助を行うことにより地域公共交通確保を図る。)	町	
		地域間幹線バス路線運行補助事業 (長電バスが運行する上林線の赤字補填として、路線バスの運行補助を行うことにより地域公共交通確保を図る。)	町	
		町道等道路側溝整備事業 (町道の側溝整備等。通水断面の不足、経年劣化等により降雨で増水した際は隣接地への浸水、冬期間は滑りやすく通行にも支障をきたしていることから側溝整備が必要。地域住民にとって安全安心な道路環境が確保できる。)	町	
		町道舗装等修繕事業 (町道のオーバーレイ等。財政上の問題から補修ができず通行に支障をきたしている町道の舗装等修繕が必要。地域住民にとって安全安心な道路環境が確保できる。)	町	
	(10)その他 【交通体系】	県工事負担金	町	
		県急傾斜工事負担金	町	
		道路台帳整備事業	町	
		町道除排雪集計システム	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」の「インフラ施設の方向性」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ①道路：道路の状態や劣化予測等を把握するため、適切な点検・補修を実施します。また道路パトロールなどの日常点検により道路施設の状況把握等に努めます。
- ②橋りょう：近接目視による定期点検等を実施し、健全性を診断します。

6 生活環境の整備

(1) 現況と課題

【上・下水道】

○上水道は、健康で快適な生活を送るために必要なライフラインであり、まちを支える社会基盤です。本町の水の供給は、上水道、簡易水道、その他飲料水供給施設、簡易給水施設により供給され100%に近い普及率を達成しています。

今後は、上水道需要に対応する水源の安定した確保や施設の整備、適正な維持・管理に取り組み給水体制を保つとともに、老朽化した配水管等の施設の計画的な改善が求められていま

す。

- 下水道は快適な生活の確保に加え、河川などの水質保全など自然環境を保つために欠かせない施設です。本町の下水道事業は、平成 22 年度にすべての面整備事業が完了しています。今後は最終処理段階で発生する汚泥について、広域的な連携も視野に入れた対応や施設の改築更新を進め処理施設等の適正な維持管理を図るほか、加入の促進や適正な料金設定による下水道事業経営の安定化を図ることが重要です。

【防災】

- 平成23年の東日本大震災、長野県北部地震、平成26年長野県神城断層地震、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震、さらに令和元年東日本台風などを経て、防災に対する人々の意識が年々高まる中、全国的に防災体制の充実強化が強く求められています。
- 本町は自然景観に恵まれている反面、急峻な山容を源とする急流河川を擁しているため、土砂災害や河川の氾濫などが生じる可能性が少なくありません。また、県では「想定し得る最大規模の降雨」を対象とした洪水浸水想定区域が公表されることとなり、警戒レベルに応じた避難行動が求められています。また、特別豪雪地帯に指定されているように雪害に対する備えも求められています。
- 本町は観光地であり、旅館やホテルなどの木造建築物が多く立地していますが、全体の約半数が昭和 55 年以前に建築されていると推計されます。特に温泉街は、家屋が密集していますが、道路幅員が狭く、延焼の危険性が高いことに加え、消火や避難活動に支障が生じることも懸念されています。
- 志賀高原・北志賀高原など町中心部から離れた観光地も有しており、本町の消防救急体制は、中野市と構成する岳南広域消防組合により火災などの多種多様化する災害に備え、災害対応資機材を計画的に配備するなど、消防救急機能の充実強化を図るとともに、地域防災の中核として欠くことのできない消防団の時代に即した改革を推進し、消防団員の確保・育成強化に努めていく必要があります。また、消防施設関連では、公共施設個別施設計画に基づく、適正な維持管理に努め、消防車両等の更新、施設整備、消防水利を継続的に整備拡充する必要があります。
- 山ノ内町地域防災計画の防災ビジョンでは、人口減少が進む中、集落の衰退、行政職員の不足、地域経済力の低下がみられ、防災をめぐる社会構造の変化に対しても、町民、消防団、自主防災組織などの「自助」「共助」の防災意識の高揚や連携、強化を図るなど、災害に強いまちづくりの推進が必要です。

【住宅環境】

- 本町の公営住宅については、町営 68 戸（町営住宅 65 戸、町民住宅 3 戸）、県営 36 戸が整備されていますが、県営住宅は廃止の方向となり、町営住宅については、山ノ内町公営住宅長寿命化計画に基づき、28 戸を改修しました。
- 住宅やホテルなどの耐震化を促進するために、広報による啓発を行っていますが、多額の費用が必要なため、耐震改修まで至る件数が多くありません。
- 町内に現存する空き家の有効活用を図れるよう各種補助制度の周知を行い、移住の促進と周辺住民が安心できる住環境の整備が必要です。
- 定住を促進するためには、住宅環境の確保や整備が不可欠であるため、空き家バンクを通じ

町内に現存する空き住宅の有効活用を進めるとともに、新たな住宅環境の研究を進める必要があります。

【公園・緑地】

- 健康で快適な生活を営んでいく上で公園や緑地は、憩いの場、交流の場、子どもの遊び場であるとともに、環境や景観の保全機能をもつ重要な施設です。
- 本町における都市公園は5か所、7.46haが供用されていますが、都市計画区域内の人口一人当たりの公園面積は6.2㎡で、都市公園法施行令に定める面積の標準である10㎡を下回っています。そのため、都市公園のほかに、やまびこ広場やどんぐりの森公園などの都市公園に準ずる施設も合わせて、有効に利用しています。
- 公園は、子どもの遊び場として子育て世代を中心に施設整備の要望をいただいていることから、やまびこ広場のリノベーションを中心に、子どもから高齢者、さらには観光客などの来訪者にも楽しめる公園の整備を進めています。しかしながら、町内には老朽化の進む公園施設もあることから、利用者のニーズをふまえた施設の更新を図る必要があります。

【景観】

- 豊かな自然環境や情緒あふれる温泉街、山麓や扇状地に広がる果樹・田園地帯など、本町には魅力ある景観があります。これらの景観は、町民が快適に暮らせる環境、来訪者を迎えられる魅力ある観光地を形成する重要な要素です。
- 太陽光発電設置に関する景観条例を平成30年に改正しましたが、今後も時代に合った条例改正に努めるとともに、住民の景観に対する意識を高める取り組みが重要です。
- 本町の良好な景観を維持するため、景観住民協定により地域に根差した自主的な取り組みを支援しています。また、魅力的な景観形成を推進するため、花と緑の風景づくり等の取り組みが重要です。
- アダプトシステム団体は近年減少傾向にあり、良好な景観を形成する新たな団体の発掘・育成が必要です。
- 地域による河川内の草刈りや清掃など河川愛護の取り組みを支援し、うるおいを与える親水空間を保全していく必要があります。

【環境・衛生】

- 全国的に循環型社会の形成が求められる中、ごみの減量化に向け、リデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）の3R運動をはじめとする様々な取り組みが展開されています。
- 本町においても、5市町で構成する北信保健衛生施設組合により事業を行っていますが、ごみ処理については4市町で処理を行っており、廃棄物の最終処分量の削減を図ることを目的に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」によって義務化されている4品目を含め8品目の分別収集を行っているほか、ごみの減量化を推進するため、町民意識の啓発などを進めています。
- 循環型社会形成の推進は、町民、企業、行政が一体となり、町全体で取り組まなければ解決できない重要な課題です。特に可燃ごみの処理については、ごみ排出量の減量に向けて、分別をより推進する目的から、処理費の有料化を検討しましたが、当面は分別の徹底等による、

可燃ごみの排出量削減に向けた取り組みを行うこととしています。

今後も町民や企業のごみに対する認識と理解を深め、分別収集の徹底やごみの適正な処理のほか、持続的な収集・処理体制の確立を図るとともに、ごみも資源であるという観点から、ごみの減量化や再資源化に努めていくことが重要です。

- し尿処理については、下水道の進展により収集・処理量ともに減少傾向にあることを考慮し、令和元年度から北信保健衛生施設組合による共同処理から市町の単独処理に移行し、現在は町施設で下水道汚水とともに一体処理を行い、処理の効率化が図られております。今後も、衛生面においては、人口の動向や下水道の普及状況を勘案しながら、収集及び処理体制の維持と残存する合併処理浄化槽の適正管理に向けた指導にも継続して取り組む必要があります。
- 公害防止への対応としては、個々の発生源に対する指導体制や監視体制の強化に努め、公害のない快適な環境づくりを進める必要があります。

【消費生活】

- 高度情報化の進展などを背景に商品やその販売形態が多様化するなど消費者を取り巻く環境が大きく変化する中、消費契約に関わるトラブルが増加傾向にあり、振り込め詐欺や架空請求などの特殊詐欺による被害が多く発生しています。
- 今後も消費者の安全と利益を守るため、正しい知識をもつことでトラブルを未然に防止できるよう、関係機関と連携し、特殊詐欺に関する情報の提供や相談体制の充実、特殊詐欺の被害防止等、消費者の保護と育成を図っていく必要があります。

【交通安全・地域安全】

- 交通事故は全国的に減少傾向にあるものの、重篤な事故の高齢者が占める割合は年々増加傾向にあり、高齢化が進行する中で憂慮される状況です。
- 本町の道路環境は、道幅が狭い箇所が多いほか、冬期間の路面凍結や積雪は事故発生の大きな危険要因となっています。また、車を利用して訪れる旅行者も多いことから、必要な道路交通規制の見直しや交通安全施設の整備、交通事故危険箇所の調査・改善による安全な道路交通環境づくりを推進する必要があります。
- 高齢化の進展に伴い、交通弱者を中心とする交通安全意識の啓発を一層推進するとともに、危険箇所の把握と交通安全施設の整備、交通安全運動、交通安全教育の推進や運転マナー向上の促進に努めるなど、交通安全対策の総合的な取り組みが求められています。
- 犯罪は全国的に減少傾向にあるものの、高齢者が被害者となる特殊詐欺が多発しています。現在、本町には交番・駐在所が設置されており、地域の安全確保にあたっています。一方では地域コミュニティの変化に伴い、防犯に対する地域の連帯意識が薄れる傾向もみられます。
- 町民が犯罪に巻き込まれないためにも、犯罪に関する情報提供を迅速に行うとともに、地域の強い結束力を活かし、地域に密着した防犯機能の確立・強化に力を入れていく必要があります。さらに、犯罪発生を未然に防ぐためにも、町民の防犯意識の啓発・高揚を図ることが求められています。

(2) その対策

【上・下水道】

①飲用水の安定供給

老朽化した水道施設の計画的な更新に努めるとともに、水源の環境保全に努め水質の保全、安全な水の供給に努めます。

②水道事業の健全運営

水道事業の経費を見直しながら安定した経営を図ります。また、水道料金収納対策強化を推進するとともに、経営状況に応じて水道料金の見直しを行います。

③下水道事業の推進

下水道等処理施設の適正な維持管理に努めます。

④下水道事業の健全運営

下水道の接続促進を図るため積極的なPR活動を行うなど、使用料収入の確保に努めます。また、下水道事業運営の健全化を図るとともに、下水道等処理施設の維持・管理の適正化を図りながら、状況に応じて使用料の見直しを行います。

【防災】

①地域防災力の向上

「逃げ遅れゼロ」に向け、防災訓練の実施や自主防災組織の育成、活動支援及び消防団との連携強化に努めるとともに防災知識の普及に努め、町民の防災意識の向上、地域防災力の強化を図ります。

②防災体制の充実強化

地域防災計画や災害対応時のマニュアル等の充実を図るとともに、地域防災情報システムや避難体制の整備、消防救急体制の強化を推進するなど、災害に備えた体制の強化を図ります。

また、万一災害が発生した場合に迅速な災害対応が行えるよう、周辺自治体や各種団体等との災害時応援協定の締結、関係機関との連携強化を図ります。

③災害未然防止対策の充実強化

町民等に地震災害に対する意識啓発を推進し、住宅等の建築物の耐震化を促進します。また、避難施設に指定されている公共施設の耐震化を推進します。

一方、集中豪雨等の対策として河川改修等により治水対策の推進を図るとともに、県と協力し急傾斜地崩壊対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策を推進します。また、市街地など集落地における雨水排水対策を推進します。

【住宅環境】

①良好な住環境づくり

良質な住宅環境を整備するとともに、景観住民協定の締結等を促進し、良好な住環境の創出に努めます。

移住者や若者の定住促進を図るため、住宅分譲の必要性を調査するとともに、公営住宅の後利用についても研究を進めます。

また、建築物のバリアフリー化や克雪住宅化の普及を支援し、建築物の安全性の確保と快

適な住宅の普及に努めます。

②公営住宅の整備・改善

社会情勢の変化を踏まえ、長寿命化計画に基づく既存公営住宅のリフォームを推進し適正な維持管理に努めます。また、改修に適さない公営住宅は、除却や跡地利用の検討を進めます。

【公園・緑地】

①公園・緑地の整備

公園は町民や来訪者の憩いの場となることから、老朽化した施設改修など既存施設の適正な維持管理を進めるとともに、利用者のニーズを踏まえた施設等の整備について検討を進めます。また、地域における緑化活動を促進し、緑化空間の創出を図ります。

【景観】

①良好な景観の形成

景観行政団体として関連する条例や計画に基づき、良好な景観形成に努めます。

また、道路・施設等の公共事業においても景観に配慮した取り組みを推進します。

②町民の景観育成活動の促進

景観教育を推進するなど、景観に関する啓発を推進します。また、町民主体の景観づくり活動を支援するとともに、町民が主体となる協定づくりや地域のルールづくり、活動支援を促進します。

【環境・衛生】

①快適な生活環境づくり

快適な生活環境づくり活動を支援し、公衆衛生の確保を図りながら、環境衛生の向上に努めます。さらに、騒音・悪臭や水質・大気汚染などを防止する公害対策に努め、快適な生活環境の維持に努めます。

②環境負荷の少ない循環型社会づくり

ごみ減量化に対する町民意識を更に高めるとともに、衛生自治会等とも連携し、分別の徹底により、更なる減量化に努めつつ、適正な廃棄物処理を行います。ごみ焼却施設及び最終処分場については広域体制の中で長期的な視点から必要な処理能力の確保に努めます。また、不法投棄をさせないよう活動を強化し、不法投棄の防止に努めます。

し尿処理については、効率的な収集・処理体制を維持しつつ、国の指導から単独浄化槽設置世帯には合併浄化槽への切り替え促進や、合併浄化槽世帯には浄化槽の適正管理指導を継続します。

【消費生活】

①消費生活に関する啓発活動の推進

長野県北信消費生活センターなど関係機関と連携し、各種契約トラブルの相談や解決に向けた対応のほか悪質商法・振り込め詐欺防止協力員及び相談員の協力を得ながら、行政情報やパンフレット配布等を通じ、巧妙化する犯罪被害にあわないよう啓発に努めるほか、自立した消費者の育成のための啓発活動や情報提供を推進します。

②消費生活相談の充実

消費生活トラブルの未然防止と発生後の早期解決を図るため、関係機関と連携しながら、消費生活相談体制の充実に努めるとともに、町民に最も身近な役場において適切な助言が行えるよう、相談業務に係るスキルアップを図ります。

【交通安全・地域安全】

①交通安全対策の充実

長野県高齢者交通安全モデル地区における各種事業や交通関係団体とも連携し、主に高齢者を対象とした交通安全教育を推進するなど、交通安全に関する普及啓発に努めるとともに、ガードレールやカーブミラー等の交通安全施設の充実に努めます。

さらに、冬場の除雪について、町民との協力体制の充実や路面凍結に対する安全対策を図りながら、歩行者及びドライバーの安全を確保します。

②地域防犯対策の充実

警察署や防犯協会などとの連携を図りながら、地域における自主防犯組織を育成するなど、地域防犯力の強化を図ります。また、広報やホームページなどを活用して、犯罪に関する情報の提供に努め、防犯意識の向上を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分 野	項 目	単 位	現状値 (R元)	目標値 (R 7)
防災	地区防災計画の策定		0	8
	消防水利充足率	%	94.5(256/271)	100
	防災情報等の受信人口カバー率の向上	%	10	40
住宅環境	町営住宅改修件数	戸	28	51
景観	アダプトシステム団体登録件数(町との協定数)	団体	7	10
環境・衛生	公害に関する苦情件数	件	30	15
	リサイクル率	%	17.2	20.0
消費生活	消費者相談件数(情報提供を含む)	件/年	60	90
交通安全・ 地域安全	交通事故発生件数(対人対物)	件/年	17	12
	刑法犯の犯罪発生件数	件/年	49	39

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 【上水道】	原浄水施設維持管理	町	
		配給水管施設維持管理	町	
		配水管布設替事業	町	
		消火栓設置工事(受託)	町	
		量水器年切交換工事	町	
		浄水場汚泥収集運搬事業	町	
		東部浄水場更新工事	町	

		東部浄水場更新監督監理業務	町	
		上下水道料金システム管理	町	
(1)水道施設 【その他】		公債償還（簡易水道）	町	
		公債償還（上水道）	町	
		消火栓維持管理	町	
		角間ダム水源開発調査事業	町	
		公債償還（角間ダム）	町	
(2)下水処理施設 【公共下水道】		処理場運転管理（公共）	町	
		管路等維持管理	町	
		普及促進事業	町	
		処理場長寿命化事業	町	
		合併浄化槽補助事業	町	
(2)下水処理施設 【農村集落排水施設】		処理場運転管理（特環）	町	
		処理場運転管理（農集）	町	
		管路等維持管理	町	
		管渠管理費・点検事業	町	
		管路管理費	町	
		マンホールポンプ通信機交換工事	町	
(2)下水道処理施設【その他】		公債償還（公共）	町	
		公債償還（特環）	町	
		公債償還（農集）	町	
(5)消防施設		防火水槽設置事業	町	
		消火栓設置・移設事業	町	
		消防施設等修繕事業	町	
		長寿命化修繕事業	町	
		小型ポンプ油圧昇降装置装備整備事業	町	
		ポンプ自動車・小型ポンプ付軽積載車購入	町	
		岳南広域消防消防ポンプ自動車整備事業（山ノ内町負担分）	町	
		岳南広域消防救急自動車整備事業（山ノ内町負担分）	町	
(6)公営住宅		町民住宅改築事業	町	
		町営・町民住宅維持管理	町	
(7) 過疎地域 持続的発展 特別事業		街なみ環境整備事業 （風情ある温泉街の保全に努め、渋・金倉地区と連携した街並み整備を実施し、住環境の向上や地域の活性化を図る。）	町	
(8)その他 【住宅環境】		既存住宅耐震対策事業	町	
		避難施設耐震対策事業	町	
		耐震対策緊急促進事業	町	
		危険廃屋解体撤去補助事業	町	

(8)その他 【公園・緑地】	都市公園維持管理	町	
	どんぐりの森公園維持管理	町	
	どんぐりの森公園環境整備事業	町	
	やまびこ広場維持管理事業	町	
	やまびこ広場リノベーション事業	町	
	草刈り機更新事業	町	
(8)その他 【景観】	花と緑の風景づくり事業	町	
	景観整備促進事業	町	
	街なみ環境整備事業	町	
(8)その他 【環境・衛生】	塵芥車購入	町	
	塵芥収集運搬業務委託	町	
	ごみ減量化対策事業	町	
	廃プラ処理事業	町	
(8)その他 【防災】	レジオネラ菌対策補助事業	町	
	消防用器具整備事業	町	
	消防団資機材の充実事業	町	
	消防団装備の充実事業	町	
	備蓄用災害用品購入	町	
	戸別受信機維持管理	町	
	避難所環境整備事業	町	
	地域防災情報システム管理運用	町	
防災情報配信システム管理運用	町		
(8)その他 【交通安全・地域安全】	河川等改修事業	町	
	交通安全施設整備事業	町	
	落石防止ネット修繕、排石等事業	町	
	防犯灯設置補助事業	町	
(8)その他 【消費生活】	交通災害共済推進事業	町	
	消費者行政推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ① 行政系施設のうち消防施設：災害時にその機能を果たせるよう、定期的な劣化診断等を行い施設の安全確保や長寿命化を図ります。
- ② 町営住宅：住宅の延命を図るため、定期的に必要な点検・診断や修繕を実施し、施設の長寿命化を図ります。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と課題

【出会い～子育て】

- 全国的に少子化が進む中で、子育てや教育にかかる経済的負担が大きいこと、晩婚化や未婚化の影響もあり少子化に拍車をかけています。
- 結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供や婚活力向上のための関係機関が一体となった総合的な支援の充実が必要です。
- 明日を担う子どもたちが心豊かで健やかに育つことが、地域の将来を発展させるための大きな原動力となります。すべての家庭が安心して妊娠、出産、子育てができるよう、子育て家庭が抱える不安感や負担感の軽減を図り、地域社会全体で子育てを支えていくことが求められています。
- 子育て支援センター等の充実を図り、すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、切れ目のない支援や子育てについて相談しやすい環境づくりが必要です。
- 本町には5か所の公立保育所が設置されていますが、入所園児数は減少傾向にあります。一方で核家族世帯の増加、就労環境の変化などにより多様化する保育ニーズに対応するためのサービスの充実を図る必要があります。
- 子育て家庭やひとり親家庭の経済的負担の軽減を図りながら、妊娠や出産、子育てしやすい環境づくりが重要です。

【児童福祉】

- 生活意識の変化、地域での連帯意識の希薄化や核家族化により、子育てに関する不安や悩みをもち孤独感を感じる家庭が増え、ストレスの矛先が子どもに向かうなど、子どもを取り巻く環境が変化してきています。
- 住んでいる地域で安心して子育てができるよう、地域ぐるみで子育てを応援していく仕組みづくりと、子どもたちが心身とも健やかに発達できるよう、家庭、保育園、小中学校、地域社会が連携し、健全な成長を見守る地域ネットワークが必要となります。

【地域福祉】

- 少子化・高齢化の進行により、二世帯世帯や三世帯世帯の割合は減少し、夫婦のみの世帯や単身世帯の割合が増加傾向にあり、特に高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者は増加しています。
- 地域社会のつながりの希薄化とともに、地域活動に参加しない人も多くなっています。このような中、障がいのある人やない人、子どもから高齢者まで、地域のつながりを強め、自助・共助・公助のバランスのとれた福祉サービスの提供により、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。
- 町民一人ひとりが福祉を自分たちの問題と考え、行政と連携しながら地域で福祉活動が自発的に行われるよう意識の高揚を図っていくことが重要です。
- 本町では、社会福祉法で地域福祉推進の担い手として位置付けられている社会福祉協議会や民生児童委員を中心に活動が行われていますが、今後は更にこれらの施策を充実させるとともに、高齢者や障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと活動ができ、地域住民とのふれあいの中で安心して生活できるような地域づくりを行うため、ボランティア活動の一層の充実が求められます。
- 経済的自立が困難な低所得者に対しては、民生児童委員、福祉事務所及び自立相談支援機関などによる生活相談や指導の充実により、各世帯の実情に合わせた援護や就労促進等の支援

が求められています。

【高齢者福祉】

- わが国の高齢化は、世界に類をみない速度で進んでおり、特に令和7年頃には、「団塊世代」がすべて高齢期に入り、高齢者人口が更に急増することが予想されています。
- 本町の65歳以上の高齢人口は、令和2年4月1日現在4,929人で高齢化率は40.6%となっており、特に75歳以上の高齢者の占める割合が高く、生活機能の低下が見られる高齢者が増加する傾向にあります。
- 高齢化が進む社会では、高齢者一人ひとりが健康で、地域の中での役割と生きがいをもって、いきいきと暮らすことができるよう支援するとともに、必要なサービスが高齢者に適切に提供される必要があります。
- 平成18年に介護保険制度が予防重視型へと転換され、平成24年からは「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組み、平成29年からは介護予防・日常生活支援総合事業が実施され、予防事業の再構築がなされました。本町においても制度改正に対応した老人保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し計画の実現に取り組んでおり、これらの計画に沿った高齢者福祉事業の充実が求められています。
- 高齢者が生きがいをもち自己実現が図れるよう、その豊富な知識や経験を活かした社会参加を促す取り組みが必要です。

【障がい者福祉】

- 障がい者や家族の高齢化、障がいの重度化・複合化が進み、就労が困難になるなど、障がい者を取り巻く社会環境は厳しさを増しています。しかし、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域や家庭で快適に暮らし続けたいと思うものです。
- 障がい者施策は、障がいのある人もない人も分け隔てなく共に家庭や地域で普通に生活し活動できる社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念を実現するものです。
障がい者が安全に生活できるまちづくりと、快適に暮らせる生活環境整備が必要です。
- 障がいのある人が地域社会の中で共に暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、福祉、保健、医療、雇用などの分野にわたり、総合的な施策の推進を一層図っていくことが重要となっています。
- 障がい者スポーツやレクリエーション活動は、障がい者の社会参加の機会であるとともに、町民の理解を高めることが期待されます。今後も障がい者が、いきいきとした生活を送るため、自らの選択によりスポーツ・レクリエーション活動等に主体的に参加できる環境を充実していく必要があります。

【健康増進】

- 少子高齢化が進行する中、平均寿命と健康寿命の差を少なくし、健康寿命を延ばすことが重要となっており、予防・健康づくりの推進が求められています。
そのためには各種健（検）診を受診し、一人ひとりが自らの健康状態を理解し、生活習慣の改善を図り、病気の予防・重症化予防に努めることが重要です。
- 社会情勢の変化等により家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、こころや体の健康に影響を及ぼしており、個人だけでなく各種機関が連携してこころの健康づくりに取り組む必

要があります。

- 健康づくりを推進していくためには、総合的、体系的な予防・保健活動を地域と連携して積極的に取り組む必要があります。

(2) その対策

【出会い～子育て】

①婚活支援活動の推進

晩婚化や未婚化の進行が少子化・高齢化に拍車をかけ、人口減少による地域力の低下も課題となっていることから、結婚を望む男女に対して、出会いの場の提供、各種セミナーの開催やマッチングシステムの活用などによる婚活支援の充実を目指します。

②子どもと母親の健康づくりの推進

安心して子どもを産み育てる環境を整備し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

③子育て支援の充実

子育て支援センターを拠点とし、子育て世代の交流・育児相談など相談体制の充実、地域ぐるみで子育て支援できる環境づくりに努めます。

④保育サービスの充実

保護者の就労状況等に応じた保育サービスの拡充を図ります。また、施設整備など安全でより良い保育環境づくりに努めます。

【児童福祉】

①子どもの居場所づくり

放課後児童クラブ等における活動や異年齢交流を促進し、子どもの安全な居場所づくりに努め、地域で子どもを守るネットワークづくりの推進を図ります。

②児童虐待防止等に関する支援体制づくり

関係機関との連携を強化し、家庭・児童相談体制の充実を図り、児童虐待の早期発見に努め、発生時には迅速かつ適切に対応します。

【地域福祉】

①皆で支え合う地域福祉社会づくり

社会福祉協議会や民生児童委員を中心に、福祉ボランティア等との連携を強化することにより、町民主体の地域福祉活動を推進し、共に支えあう地域福祉社会の形成を目指します。

②地域福祉を支える人材育成

民生児童委員や福祉ボランティア等を中心に、地域福祉の担い手となるような人材の育成、資質向上を図ります。また、広報・啓発活動や小中学校等における福祉教育を実施するなど、福祉意識の向上を図ります。

③生活困窮者への自立支援

生活困窮者に対する相談支援を充実するため、福祉事務所や自立相談支援機関等との連携を強化します。

【高齢者福祉】

①高齢者の生きがいづくり

高齢者を支える地域の自主活動グループを支援するとともに、高齢者が身近に集える場づくりに努めます。また、高齢者の健康づくりを推進するとともに、就労やボランティア活動など、高齢者が活躍できる機会を創出します。

②高齢者の生活環境づくり

高齢者の日常生活を支援するため、緊急通報装置の設置や家事支援を行うとともに、住宅改修費の助成や住宅確保の支援など高齢者が安全で安心して生活できる環境づくりを目指します。

③介護予防事業の充実

介護保険サービスを使っていない高齢者に対して各種予防事業を提供し、住み慣れた地域で健やかに生活できることを目指します。また、要支援1, 2の通所介護・訪問介護事業と介護予防事業を統合した「介護予防・日常生活支援総合事業」を推進します。

④介護保険サービスの充実

高齢者ができるだけ要介護状態にならないよう、また重度化しないように介護予防事業の充実を図るとともに、年々増加する介護保険サービス利用希望に対して、介護サービス事業者と連携を図りながら、介護保険サービスの充実を目指します。

また、保険者・地域包括支援センターを中心に介護サービス事業者等と研修会を開催し、介護保険サービスの質の向上を図るとともに、安定した介護保険制度の運営を目指します。

【障がい者福祉】

①社会参加しやすい環境づくり

障がい者地域活動支援センターの運営充実やスポーツ大会の開催など、障がい者の社会参加の機会を創出するとともに、移動支援や手話通訳者の派遣等の各種支援を充実し、障がい者が社会参加しやすい環境づくりを推進します。

また、各関係機関との連携強化を図るとともに障がい者に対するイベントや福祉講座を開催するなど、障がい者理解のための啓発活動を推進します。

さらに、飯山公共職業安定所や就業支援ワーカーとの連携を図るとともに、事業者に対する障がい特性の理解啓発や就労環境の整備、一人ひとりに合った継続的な就労支援を行い、障がい者の自立を促進します。

②障がい者の生活支援の充実

障がい福祉サービス、医療費の助成等による経済的支援などの充実を図り、障がい者の自立した地域生活を支援します。

③障がい者・家族に対する相談支援の充実

障がい者や家族に対するきめ細かな相談支援を行います。また、障がい者団体やサークルを育成するなど、障がい者の交流活動を促進します。

【健康増進】

①健康づくりの推進

区や地区公民館及び保健補導員会等と行政が連携し、一人ひとりの健康づくりを支援することで、町民自らの健康意識を高め、健康寿命の延伸に努めます。また、栄養の偏りや食生

活の乱れによる生活習慣病を予防するため、食育を推進します。

②生活習慣病等の予防及び重症化予防の推進

各種健（検）診の実施及び保健指導の充実により、ライフステージに応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防を推進します。また、感染症予防を推進します。

③こころの健康づくりの推進

山ノ内町いのち支える自殺対策推進計画に基づき、こころの健康づくりの推進及び地域全体で見守ることができる体制の強化を推進します。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R 7)
出会い～ 子育て	婚活支援からの成婚数	組	0	1
	子育てアプリ「はぐナビ☆やまのうち」登録者数（累計）	件	60	120
	保育園利用者の満足度	%	90	94
	乳幼児健康診査受診率	%	96.8	98.0
児童福祉	放課後児童クラブ利用者数	人/月平均	140	145
地域福祉	災害時住民支え合いマップ作成地区数	地区	7	15
	ボランティア登録者延人数	人	1,037	1,200
高齢者福祉	シルバー人材センター登録者数	人	223	300
	緊急通報装置設置数	件	29	35
	生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率	%	4.7	6.0
	要介護認定者の割合	%	18.1	20.9
	介護福祉施設等利用者数	人	173	185
障がい者福祉	障がい者スポーツ大会参加者数	人	51	65
	地域活動支援センターの1日平均通所者数	人	8.8	10.0
健康増進	健康寿命(平均自立期間)(KDB(国保データベースシステム)より)		男性:80.0歳 女性:84.5歳	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
	脳血管疾患の年齢調整死亡率(人口10万人当たり)		男性:34.5 女性:13.7 (H26～H30)	男性:33.5 女性:13.3 (R1～R5)
	年間平均自殺者数		1.4人 (H26～H30の 平均値)	1.0人未満 (R1～R5の 平均値)

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
---------------	--------------	------	------	----

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 【保育所】	保育所運営費	町	
		保育所修繕事業	町	
		通園バス購入	町	
	(1) 児童福祉施設 【児童館】	放課後児童対策事業	町	
		北部児童クラブ移転事業	町	
	(3) 高齢者福祉施設 【高齢者生活福祉センター】	地域福祉センター管理運営事業	町	
		地域福祉センター改修・修繕工事	町	
	(3) 高齢者福祉施設 【老人ホーム】	養護老人ホーム入所措置費	町	
	(3) 高齢者福祉施設 【その他】	屋内ゲートボール場管理運営事業	町	
		屋内ゲートボール場改修事業	町	
	(6) 母子福祉施設	子育て支援センター管理運営事業	町	
		子育て支援センター改修事業	町	
		子育て世代包括支援センター運営事業	町	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター多目的トイレ設置事業	町	
(8) 過疎地域持続的発展特別事業	保育所修繕事業 (児童がより良い施設環境のもとで、健やかに保育園生活を送れるよう改善を図る。児童数や保育ニーズの変化に対応するため、保育所施設の機能向上・長寿命化を実施。)	町		
	保育所通園バス運営事業 (通園バスの運行により通園時の利便を図る。保護者の就労状況等に応じた保育サービスの一環としてバスによる送りを実施。)	町		
	福祉乗物補助券給付事業 (自家用車を保有しない75歳以上の高齢者と重度障害を持ついずれも低所得者の方及び70歳以上の運転免許経歴書を所持する方を対象として、バス、電車、タクシーに使える補助券を給付する。交通弱者の外出支援と経済的負担軽減を図られる。)	町		

		婚活推進事業 (晩婚化・非婚化が進行する中、結婚相談体制の充実及び未婚者の出会いの場を提供する。結婚の推進を図ることは、人口減対策及び少子化対策の一環として大きな役割を果たす。)	町	
		旧泉保育園除却事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	
	(9)その他 【子育て】	乳幼児健康診査事業	町	
		妊婦健康診査事業	町	
		産婦健康診査事業	町	
		産後ケア事業	町	
		新生児聴覚検査事業	町	
		児童家庭相談事業	町	
		出産お祝い金支給事業	町	
		3歳以上児給食等無償化	町	
		3歳以上児幼稚園等利用者補助事業	町	
		児童手当扶助事業	町	
		不妊・不育症治療費助成事業	町	
		旧泉保育園除却事業	町	
	(9)その他 【地域福祉】	民生・児童委員会運営事業	町	
		民生・児童委員会(福祉委員)運営事業	町	
		地域福祉活動振興事業	町	
		町社会福祉協議会事業補助事業	町	
	(9)その他 【高齢者福祉】	シルバー人材センター運営負担金	町	
		高齢者介護慰労金	町	
		雪害対策事業	町	
		介護保険特別地域加算助成事業	町	
		介護保険低所得者対策助成事業	町	
		介護保険公費保険料軽減事業	町	
		介護保険特別会計繰出金	町	
		高齢者にやさしい住宅改修事業	町	
		地域支援事業(総合事業)	町	
		地域支援事業(総合事業以外)	町	
	(9)その他 【障害者福祉】	地域活動支援センター運営事業	町	
		障害児給付事業	町	
		地域活動支援事業	町	
		権利擁護センター負担金	町	
		補装具交付事業	町	
		障害福祉サービス事業	町	

		人工透析患者通院補助事業	町	
		心身障害児者タイムケア事業	町	
		障害者住宅改良促進事業	町	
		重度心身障害者介護慰労金支給事業	町	
		自立支援医療給付事業	町	
	(9)その他 【健康増進】	(健康増進法)健康診査事業	町	
		(予防接種法)予防接種事業	町	
		子どもインフルエンザ予防接種事業	町	
		各種検診事業	町	
		結核・肺がん検診事業	町	
		後期高齢者人間ドック助成事業	町	
		糖尿病緊急対策事業	町	
		高血圧特別対策事業	町	
		高齢者の保健事業と介護等の一体的実施事業	町	
		健康ポイント事業	町	
		歯周疾患検診事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ①保健・福祉施設：高齢者が安全、安心して利用できるよう継続的に点検・診断を実施し施設の安全確保や長寿命化を図ります。
- ②子育て支援施設：計画的に施設の点検・診断を行い施設の状況を把握し、適時修繕するとともに児童や園児の安全な環境の確保に努めます。

8 医療の確保

(1) 現況と課題

【地域医療】

- 高齢化の進展や生活習慣病の増加等に伴い、医療に対するニーズはますます多様化・高度化しています。また、医師不足など医療を取り巻く厳しい現状は全国的に課題となっています。
- 医療体制については、本町には一般診療所が3か所、歯科診療所が3か所あります。広域医療体制として休日緊急診療所、病院群輪番制病院、感染症指定医療機関が整備され、一定水準の医療は確保されていますが、疾病構造の変化、人口構成の変化により、地域医療に対する需要も多様化、高度化する傾向にあるため、今後も広域的な連携のもとで、適切な医療の確保が必要となっています。
- 本町の国民健康保険加入者は人口の約30.4%であり、町民の健康と医療の確保にとって重要な役割を果たしています。しかしながら、少子化・高齢化が進む中で、被保険者の高齢化や

低所得者層が多いという構造的な問題と、増加する医療費で国民健康保険財政は大変厳しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、平成27年5月、国民健康保険法が改正され、都道府県が市町村とともに保険者に位置付けられ、平成30年度からは、長野県が財政運営の責任主体となり財政安定化を図っています。

- 国民健康保険事業の健全化を図るため、財源の確保、医療費の適正化等に努めるほか、疾病の早期発見と予防を推進し、町民の健康保持・国民健康保険制度の正しい理解の普及に努める必要があります。

(2) その対策

【地域医療】

①安心して受診できる環境づくり

医師や看護師等、医療従事者の確保を支援するとともに、町民が必要な時に必要な医療が受けられるよう、地元医師会や関係医療機関、近隣自治体と連携を強化しながら地域医療体制及び救急医療体制の充実を目指します。

②国民健康保険制度の安定運営

特定健康診査や特定保健指導の実施率を上げ、生活習慣病予防を推進するとともに、レセプト点検や重複・多受診者に対する指導等により医療費の適正化を図り、増大する医療費の抑制に努めます。また、国民健康保険税の収納対策を強化し、国民健康保険制度の安定した運営を図ります。

(地域の持続的発展のための分野別目標)

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
地域医療	医師研究資金貸付者で北信総合病院に勤務した医師数(制度開始からの延人数)	人	2	4
	特定健康診査受診率	%	52.9	60.0
	特定保健指導実施率	%	75.1	80.0
	国民健康保険税収納率(現年課税)	%	94.2	96.0

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	須賀川地区医師対策事業 (須賀川地区における診療施設の維持経費。町有施設を活用して診療を行うことで、高齢化が著しくまた公共交通機関が乏しい同地区の地域医療の充実を図り、住民の安心・安全な暮らしを支える環境が確保できる。)	町	
	(4) その他 【地域医療】	病院群輪番制負担金	町	
		医師確保対策負担金	町	
		福祉医療費給付事業	町	

		福祉医療費審査・集計	町	
		国民健康保険特別会計繰出金	町	
		後期高齢者医療保険特別会計繰出金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ・保健・福祉施設のうちその他診療施設：計画的に施設の点検・診断を実施するとともに、施設の状況を把握し進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修や修繕を行います。

9 教育の振興

(1) 現況と課題

【学校教育】

- 様々なことが急速に変化する社会において、多様な価値観の中で生き抜き、自らの力で未来を切り拓いていかなければなりません。そのために、義務教育においては、社会の変化に自ら対応できる「生きる力」を育めるよう、生きて働く知識や技能の習得とともに、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを伸ばし、自ら学ぼうとする意欲と態度、視野を広く柔軟に対応できる力の育成を重視する必要があります。
- 各学校においては、特色ある学校づくりを目指すとともに、グローバル社会が進展する中、国際感覚をもった人材を育成することが求められています。そして、本町の豊かな自然環境や歴史・文化、ユネスコエコパークとしてのまちの特性など郷土を深く理解する教育にも力を入れ、ふるさと意識の醸成を図りつつ、SDGsを見据えたESDの更なる推進により、未来につながるまちづくりの担い手を育むことが必要です。
- 急激に発展する高度情報通信ネットワーク社会において対応できるICT教育の充実、いじめや不登校の未然防止・適切な対応に向けよりよい人間関係を築く力を高める取り組み、個々の子どもの発達課題に応じた特別支援教育の充実も必要となっています。
- 教職員には、社会情勢に対応した新たな学びを展開できる実践的指導力や専門的知識、地域と連携・協働する力等の向上を図りながら、絶えず指導方法の工夫・改善に努めることが求められています。
- 児童生徒の個性や能力を伸ばし、豊かな人間性や健やかな身体を育む教育の充実を目指すためには、学校のみならず、保護者や地域住民が学校教育に関心と理解を深め、社会全体での協働体制で取り組むことが重要となり、保護者や地域とともにあり、信頼される学校づくりが必要です。
- 施設面では老朽化が進んでいる施設については計画的な改修を進め、良好で安全・安心な学習環境を確保する必要があります。また、教育の質の向上を図るため、一層の情報化やグローバル化に対応した教育環境の整備・充実が求められています。
- 児童・生徒数の減少に伴うよりよい学校のあり方についても十分な検討が必要であり、小学校においては適正規模・適正配置に関する基本方針を策定し、3校を1校に統合することを

検討します。

【青少年の育成】

- 情報化やグローバル化の急速な進展により、世界中のあらゆる人々をつながり情報交換が可能になった反面、有害な情報も氾濫しており、判断能力が十分に身につけていない青少年が事件に巻き込まれるなど、様々な問題が表面化し、大きな社会問題となっています。
- こうした近年の情報化、少子化等社会・経済の急激な変化は、青少年の意識や行動に影響を及ぼしており、個人の自由や権利を過度に主張するあまり、社会性や公共性の観点が希薄になるなど、青少年問題は複雑化・多様化する傾向にあります。
- 本町では各地区の教育懇談会等を通じ、町民一人ひとりの意識の高揚を図ってきましたが、今後も家庭、地域、学校、関係団体等が連携し、青少年の健全な心身を育むため、地域での交流を通じ連帯感を更に醸成する必要があります。
- 青少年団体の活動は、スポーツや野外活動など多様であり、町内においても子ども育成会、スポーツ少年団などの少年団体がそれぞれ自主的な活動を展開しています。今後も、これら団体の活動を通じて人間関係を形成する能力を高めるとともに、様々な文化や価値観を尊重しあい「たくましく生きる力」を身につける必要があります。しかし、こうした少年団体活動、学校外活動への関心が高まる中、指導者やジュニアリーダーは不足しており、その担い手の確保と養成には課題を残しています。

【高等学校以上の教育の振興】

- 経済的理由により進学意欲のある者が高等学校以上の教育を受けられないことがないように支援することが求められています。

【生涯学習】

- 社会環境の変化に伴い、ライフスタイルや価値観等も多様化し、自由時間の増大等の社会の成熟化に伴い、自己に合った学習活動に親しみ、心の豊かさや生きがいを得るための学習需要が増大しています。
- 高齢化が進展する中で、シニアの社会参加の場づくりや、参加への結びつけが課題となっています。
- 本町においては、文化センター、ふれあいセンター等を地域の拠点とし、様々なライフスタイルに応じた多様な学びの機会を創出していく必要があります。
- 町民一人ひとりが生涯にわたり多様な学習をすることができるように、文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、安全で快適な学習環境を提供する必要があります。さらに学習の成果が適切に認められる社会づくりを推進していく必要があります。
- 蟻川図書館は、町民一人ひとりが気軽に利用でき、自己の学習に必要な図書や資料情報を収集・整理・提供する施設として重要です。町の情報提供の拠点として、図書館サービスの一層の向上を図ります。

【スポーツ活動】

- 情報化社会の進展、利便性の向上に伴い快適な生活ができる一方、体を動かす機会が減り、体力と運動能力の低下が指摘されています。

- それぞれの年齢や目的に応じてスポーツに親しむことは、明るく健康的な生活を営むとともに豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送るうえで極めて大きな意義があります。
- 生涯にわたりスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、多様なスポーツ団体への活動支援と指導者の養成が重要です。
- 世界で活躍するトップレベルの選手やチームを輩出することは、スポーツを通じて夢と感動を共有し、郷土への誇りをもつことにつながります。引き続き、全国規模競技大会出場選手への補助や入賞者への表彰、各スポーツ団体の育成支援に努め、競技力の向上を目指す必要があります。

(2) その対策

【学校教育】

①就学環境の充実

少子化が進行する本町の現状を考慮し、通学区の見直しと学校規模の適正化に努め、児童・生徒の就学機会や学習条件の均衡・公平性の確保を図ります。また、児童生徒の豊かな学びや学校生活を支えるため、時代のニーズに対応した安全・安心で質の高い教育環境の整備・充実、児童生徒一人ひとりの置かれている状況に応じた就学支援を行います。

②確かな学力の向上

子ども個々の能力、理解度等の実態を把握し、その子のよさを生かしながら、発達段階に応じた学力や体力の向上を図れるよう支援します。また、社会の変化に自ら柔軟に対応できるようにするために地域に根差した体験的な ESD を推進します。そして、表現力を高めるための言語活動の充実や英語表現に慣れ親しむ英語活動・英語科の充実を図るとともに、コミュニケーション能力や ICT を活用する能力等を身につけた児童生徒の育成を目指します。

このため、教職員の指導方法の工夫と改善を図り、資質向上に努めるとともに、教職員が心身ともに健康で子どもと十分向き合える環境づくりに努めます。

また、児童や生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かく適切な教育的支援を行う指導体制の整備を図ります。

③地域と共にある学校づくり

授業公開をはじめ、学校だより、ホームページ等により積極的な情報公開、そして、信州型コミュニティスクールの活用を推進し、学校と地域住民の協働による地域とともにあり、信頼される学校づくりを推進します。

また、児童生徒・保護者・学校評議員等からの評価を教職員の意識改革、指導力向上に活かし、学校の教育活動の更なる充実を図ります。

【青少年の育成】

①健全育成のための協働

地域ぐるみで子どもを見守り育てることができる環境づくりを進めるため、家庭、地域、学校、関係機関等が相互に協力・連携します。

②豊かな心を育む教育の充実と支援

地域の自然、歴史、文化、産業といった教育資源を活かした体験学習等を通じて、ふるさとに誇りと愛着をもち、豊かでたくましい心を育みます。また、青少年リーダーや青少年団体を育成するとともに、青少年の自主的な活動を支援します。

【高等学校以上の教育の振興】

①就学の支援

奨学資金貸付基金を活用して、次代を担う意欲のある人材の育成を支援します。

【生涯学習】

①生涯学習の充実

自然と文化を愛し、誰もが気軽に学び、健康で生きがいのある生活を送ることができる生涯学習活動の充実を図ります。また、町民の学習成果の発表・交流機会づくりができる生涯学習施設である文化センター等の維持管理や機能拡充を図ります。

②図書館サービスの充実

蟻川図書館では、町民が学習に必要な蔵書を充実させることにより、多様な情報や人をつなぐ学びを推進するとともに、地域における読書ボランティア活動を支援します。また、安全で快適な施設環境の整備や蔵書検索システム等の機能拡充を図り、誰もが利用しやすい学習空間づくりに努めます。

【スポーツ活動】

①生涯スポーツ活動の充実

総合型地域スポーツクラブ等の設立支援やスポーツ推進委員の活動を通して、それぞれの体力や意欲に応じスポーツに親しむことができる地域主体のスポーツ活動を支援します。また、町民スポーツ教室等の開催により、誰もが気軽にスポーツ活動に参加し、交流を深めることができる機会の創出を図ります。

②競技スポーツの振興

スキーをはじめとするウィンタースポーツなどの各種大会を開催し、町民のスポーツ意識の向上を図るとともに、スポーツ団体の育成支援に努め、競技力の向上を目指します。

③スポーツ環境の充実

既存施設の有効活用と適正な管理運営に努め、利便性の向上を図ります。また、町民のニーズに応じたスポーツ施設の機能充実を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R 7)
学校教育	子どもの教育環境に関する町民満足度(まちづくりアンケート)	%	63.2	65.0
青少年の育成	教育懇談会出席率(小学校保護者)	%	41.3	50.0
生涯学習	生涯学習への参加者延人数	人	3,500	3,700
	生涯学習施設の延利用者数	人	47,000	50,000
	図書館登録者数(累計)	人	5,100	5,500
	図書貸出冊数	冊	34,000	36,000
スポーツ活動	町民スポーツ教室参加者延人数	人	1,186	1,200
	総合型地域スポーツクラブ設立支援	クラブ	0	1
	全国規模競技大会入賞者数	人	30	35

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 【校舎】	小学校校舎維持管理	町	
		中学校校舎維持管理	町	
	(1)学校教育関連施設 【教職員住宅】	教員住宅整備事業	町	
	(1)学校教育関連施設 【スクールバス・ボート】	スクールバス運行事業（中学校）	町	
		スクールバス運行事業（小学校）	町	
		スクールバス購入事業	町	
	(1)学校教育関連施設 【給食施設】	学校給食支援事業	町	
		給食センター搬送業務委託	町	
		給食センター搬送車整備事業	町	
		給食センター備品購入事業	町	
		食物アレルギー対策事業	町	
		消毒保管庫更新事業	町	
	(1)学校教育関連施設 【その他】	東小学校施設改修事業	町	
		西小学校施設改修事業	町	
		南小学校施設改修事業	町	
		統合小学校整備事業	町	
		中学校改修事業	町	
		小学校教材備品整備事業	町	
		中学校教材備品整備事業	町	
		小学校パソコン整備事業	町	
		中学校パソコン整備事業	町	
		小学校 GIGA スクール事業	町	
		中学校 GIGA スクール事業	町	
		小中学校 ESD 推進事業	町	
		小中学校教科書・指導書・副教材整備事業	町	
		小中学校管理備品整備事業	町	
		専門部活動備品整備事業	町	
		共同利用型校務支援システム	町	
		小学校遊具更新整備事業	町	
(3)集会施設、 体育施設等 【公民館】	文化センター借地料	町		
	文化センター施設整備事業	町		
	文化センター防災システム更新事業	町		
	ほなみふれあいセンター借地料	町		

		すがかわふれあいセンター整備事業	町	
		すがかわふれあいセンター備品購入	町	
		ふれあいセンター施設改修事業	町	
(3)集会施設、 体育施設等 【体育施設】		上林グラウンド借地料	町	
		上林グラウンド維持管理事業	町	
		すがかわ体育館備品購入	町	
		すがかわ体育館整備事業	町	
		すがかわグラウンド整備事業	町	
(3)集会施設、 体育施設等 【図書館】		蟻川図書館図書購入・整備事業	町	
		蟻川図書館蔵書検索システム保守事業	町	
(3)集会施設、 体育施設等 【その他】		(仮称) 湯田中温泉公園整備事業	町	
		社会体育館解体工事	町	
(4)過疎地域持 続的発展特別事 業		学校 ALT 配置事業 (学校へ外国語指導助手を配置する事業。低学年のうちからネイティブの英語に触れる機会を増やし、外国人に慣れ親しむことにより国際理解や語学力向上の学習を支援する。)	町	
		スクールカウンセラー配置事業 (悩みや不安を抱える児童生徒を支援するためカウンセラーを配置し、学校における相談体制の充実を図る。)	町	
		学校施設整備事業 (公立学校施設において老朽化が進んでいる施設について計画的な改修を進め、良好で安全な学習環境の確保を目指す。)	町	
		北部公民館解体撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	
		教員住宅解体撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	
(5)その他 【学校教育】		小中卒業祝い金支給事業	町	
		小中学校遠距離通学費補助事業	町	
		小澤征爾コンサート負担金	町	
(5)その他 【青少年の育 成】		奨学金制度拡充事業	町	
		通学高校生支援事業	町	

	(5)その他 【スポーツ活動】	スポーツ人材育成（ジュニア育成）事業	町	
		志賀少年スキー大会補助事業	町	
		高校選抜スキー大会負担金	町	
		全日本マスターズ選手権負担金	町	
		ウィンタートライアスロン	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ①学校教育系施設：生徒、児童の安全・安心な環境の確保と、災害時における地域の核となる施設としての機能を確保するため、定期的な劣化診断等を行い、長寿命化を図ります。
- ②文科系施設、社会教育系施設：継続的に点検・修繕を行い、記録蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。

10 集落の整備

(1) 現況と課題

【コミュニティ】

- 地域で行われるイベントや行事などを通じ、住民相互のふれあいや交流が行われています。地域の連帯感や認識の共有化は重要なものであり、町外から地域の取り組みに参加される方などが関係人口となり地域を盛り上げる力となることから、地域住民の積極的な参加で交流を深めることが求められています。
- 地域コミュニティを育むことは地域の見守りや気配りにつながります。予想を超える災害の発生が増えており、日ごろから地域の結束力を高めておく必要があります。
- 夏まつりなどの毎年実施するイベントを継続し、地区をはじめ町民全体の連帯感を醸成していく必要があります。
- 少子高齢化が進むことで地域のコミュニティ維持が困難になる可能性があります。地域の活動やイベントには子どもたちを含め多くの大人たちの協力が必要です。大人たちは子どもたちに多様な価値観や地域資源について教え、子どもたちはそれらを学ぶ体制が下積みとなり、町への愛着が育まれます。一定の経験を積んだ多くの子どもたちが、地域のリーダーとして活躍できるように郷土意識の醸成を図り将来のまちづくりの担い手を育成していく必要があります。

【町民参加】

- 町民が求める多様なニーズをまちづくりに活かすには、町民一人ひとりの協力が必要となります。町民と議会、行政が一体となって協働のまちづくりを進めていくことが重要です。そのため、町民それぞれが積極的にまちづくりに参画する意識を醸成していくことが大切であるため、町の情報を町民に迅速かつ正確に提供することが必要です。
- 議会や審議会など会議の公開や会議内容の情報提供を推進するとともに、町民アンケート調

査やパブリックコメント制度などの広聴活動の充実や、公文書公開条例に基づく適正な公文書公開にも力を入れ、町民のニーズに応えていく必要があります。

- 「広報やまのうち」の発行や町ホームページ等を活用した町の情報提供を継続するほか、SNSなどの活用により、分かりやすく伝わりやすい伝達方法を研究し、町内、町外を問わず情報を必要とする方へ速やかに提供できる体制の強化が必要です。
- 個人情報保護条例、情報セキュリティポリシーに基づき、行政情報の適正な管理と個人情報の保護に万全を期す必要があります。

【人権の尊重】

- 日本国憲法第11条では、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と示しています。
- 本町においては、部落差別をはじめあらゆる差別をなくし、人権尊重のまちづくりを目的とし、「差別撤廃と人権擁護に関する条例」を施行し、すべての町民が安心して生活し、交流の輪が広がるような「人権のまちづくり」を目指しています。
- 差別、虐待、いじめなどの人権問題は現在もなお後を絶たないことに加え、少子・高齢化や国際化、情報化の進展や未知の感染症の流行等の社会情勢の変化により新たな問題も発生するなど、私たちを取り巻く人権に係る問題は日々多様化、複雑化しています。
- このような実情を踏まえ、「第3次山ノ内町人権に関する総合計画」に基づいた人権施策を推進し、一人ひとりが人権問題を「自分のこと」として捉え解消に向けて取り組み、個性や異文化・価値観の違いを認め合うことのできる共生社会を目指す必要があります。
- 平和な社会を形成するため「平和の町宣言」を行い、核兵器廃絶と世界の恒久平和を願い、平和に関する取り組みを進めてきました。今後も、いままでの取り組みを継続し、平和の尊さについて町民自らが考え、行動できるような取り組みが必要です。

【男女共同参画社会】

- 現代社会では、性別に関わりなくお互いにその人権を尊重し合いながら、責任を分かち合い、その個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。
- 家庭や地域、職場等において、伝統的・固定的な男女の役割分担意識や慣習が、依然として根強く残っています。このような固定的な意識を遞減させるために、男女共同参画の視点に立った意識改革や制度・慣行の見直しを行うとともに、次代を担う子どもたちへの男女平等教育を進めていく必要があります。
- 本町では、「第5次やまのうち男女共同参画プラン21」の計画に沿った各種施策を推進し、啓発活動や講座等を開催しています。また、行政に女性の意向が広く反映できるよう各種審議会委員及び町職員の管理職等への女性の登用にも努めています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、一人ひとりの意識の向上や労働環境の整備、暮らしの支援を図り、男女が性別に関係なく、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことのできるまちを目指します。

(2) その対策

【コミュニティ】

①コミュニティ意識の醸成

地域での関わりを強化し、住民一人ひとりが地域コミュニティの役割や重要性を認識できるような啓発や情報の提供を行い、みんなで自分たちの地域を創り守っていく意識の醸成を図ります。また、地域の子どもたちの関わりを通じて、将来の地域リーダーの育成を推進します。

②コミュニティ活動の充実

コミュニティ活動の活性化を促すため、地域における活動の育成や支援、地域間交流の促進に努めます。

また、町への転入者や若者とのコミュニティのあり方について検討するとともに、町民全体の融和が図れるよう支援に努めます。

【町民参加】

①協働のまちづくりの推進

町民が一体となって協働によるまちづくりを進めるための理解を深めるとともに、町民が各種計画の策定や施設管理などに気軽に参画できる環境づくりに努めます。また、人口減少や少子高齢化が進行する中で、行政が求める役割を軽減しながら協働のまちづくりを進めるように努めます。

②情報共有の充実

町からのお知らせは広報誌やホームページ等を通じて発信していますが、インターネットの普及により、特に若い世代ではその場で直感的に情報を入手する手段が好まれています。SNSを通じ必要とする行政情報を世代問わず確認できる方法を検討するとともに、住民アンケートや懇談会、会議等の公開を積極的に実施し、町民との協働によるまちづくりに向けて、行政と町民との情報共有を図ります。

【人権の尊重】

①町民の安全・安心な暮らしを守り、差別を生まないまちづくり

「人権のまちづくり」の基盤として、すべての町職員が人権行政の担い手であることを自覚し、あらゆる分野で「人権尊重の視点」に立った町政を推進します。

②偏見・差別を解消し、異文化・多様性を認め合うまちづくり

人権問題への正しい理解を通じて、町民一人ひとりが自分自身の偏見に気づく力や、噂やデマに翻弄されず正しい情報を見抜く力をつけるために、行政、保育園・学校、家庭・地域、企業・職場などあらゆる場において、効果的で実践につながる教育・啓発及び交流を推進します。

③人権侵害の被害者を救済するまちづくり

庁内の各課等とはもとより、国や県、関係機関との連携を一層密にし、町民が差別や人権侵害に直面したときに、必要な情報提供や支援を受けながら問題を早期解決できる体制づくりに努めます。

④人権課題別施策の推進

同和問題、女性、障がい者、子どもなど従来からの人権課題の他、情報化の進展や価値観の多様化などにより生まれた新たな人権課題の実態を見据え、あらゆる対象への人権施策の推進を図ります。

⑤平和のまちづくりの推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、命の大切さを伝えるため、「平和の町宣言」の精神に基づき、町民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進し、平和な社会の実現を目指します。

【男女共同参画社会】

①男女共同参画社会実現に向けた意識づくり

国際情勢を踏まえ、性別による固定的役割分担意識の解消、慣習やしきたりの見直しのための広報・啓発活動に取り組みます。また、あらゆる場において、男女共同参画社会を推進するための教育・学習に努めます。

②男女がともに活躍できる環境づくり

あらゆる場への女性の参画を促進するとともに、仕事と生活の調和が図られ、男女がともに社会に参画しやすい環境づくりに努めます。

③健やかで安心できる自立した生活づくり

あらゆる暴力等を解消し、一人ひとりが心身ともに健康でいきいきと暮らすための支援の充実を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
町民参加	地域おこし協力隊定住率	%	28.6(2/7人)	50.0
	審議会等の開催回数に対する一回当たりの傍観者の数	人	0.6	1.0
人権の尊重	差別をなくす町民大会参加者数	人	208	250
男女共同参画社会	「男は仕事、女は家庭」の考え方を肯定する人の割合	%	4.1	0
	審議会等における女性委員の割合	%	23.7	30.0
	女性消防団員数		9人	10人以上

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業	地域活性化事業支援補助事業 (各地区が実施する地域活性化(地域おこし)事業に対し経費の一部を補助する制度。町民主体によるまちづくりの一層の推進を図るため、町民・地域の自主的な取り組みに対する支援が必要。特色ある地域づくり、地域の活性化が図られる。)	町	
		(3)その他 【町民参加】	夏まつりやまのうちどんどん開催	町
	コミュニティ助成事業	町		
	広報編集事業	町		
	ボランティア住民活動振興事業	町		

		地域おこし協力隊活動事業	町	
(3)その他 【人権の尊重】		人権・共生のまちづくり事業	町	
		団体育成補助事業（部落解放同盟山ノ内支部）	町	
		団体育成補助事業（部落解放同盟中高地協議会）	町	
		人権・同和推進事業	町	
		人権・同和教育推進事業	町	
		団体育成補助事業（町部落解放推進委員会）	町	
		平和親善大使派遣事業	町	
(3)その他 【男女共同参画社会】		女性行政推進事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と課題

【伝統・文化】

- 本町には国・県・町指定の文化財や史跡、天然記念物等のほか、伝統行事や郷土芸能などが数多く存在し、町民の貴重な共有財産として誇り、受け継がれています。
- こうした文化遺産は歴史や文化を理解する基礎となり、次世代に継承するため大切に保護していく必要があります。
- 郷土学習や伝承活動を通じて、文化財への関心や保護意識を高めるとともに、まちづくりやまちおこしといった地域振興に文化財を積極的に活用していく必要があります。
- 本町の歴史を次世代に継承するため、町誌についても、年次計画の検討など改編に向けた取り組みが必要です。

【町民文化】

- 価値観の多様化が進む中、ゆとりのある生活や心の豊かさを求めて、文化芸術への関心が高くなっています。
- 本町では、文化活動の拠点となる文化センター・ふれあいセンター等の生涯学習施設の充実を図り、町民の自主的な文化芸術活動の支援に努めてきました。
- 今後も、多様な文化芸術活動を支援するため、創作活動や発表の場を広く提供し、身近に参加できる場の創出や充実を努め、質の高い文化芸術にふれあうことのできる鑑賞機会の充実に努める必要があります。

○美術館は町の文化の拠点施設ですが、年々入館者が減少しているため今後のあり方を検討する必要があります。

(2) その対策

【伝統・文化】

①文化財の保護と活用

町民が文化財を誇りに思い、大切に次の世代へ引き継げるよう普及啓発と適切な管理・保存に努めます。また、本町の文化的資源として地域振興に積極的に活用します。

埋蔵文化財の発掘や的確な調査研究を推進するとともに、新たな文化財の指定・登録についても研究を進めます。

②町文化を生かした交流支援

本町の歴史や文化、芸能の保存、伝承するとともに、歴史に慣れ親しむ機会を創出します。

【町民文化】

①文化芸術活動の充実

文化祭や各種イベント等を開催し、幅広く町民が文化芸術とふれあうことができる鑑賞機会の充実に努めます。

②文化芸術団体、指導者の育成

町民の自主的な文化芸術活動を促すため、多様な文化芸術団体及び担い手や指導者の育成・確保に努めます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
伝統・文化	文化財説明看板等設置・補修		年2件	年3件
	文化財公開講座(セミナー等)		年2回	年3回
町民文化	新規文化芸術クラブ団体数(累計)	団体	1	5
	美術館入館者数	人	4,957	5,050
	文化協会加盟団体数	団体	39	45

(3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1)地域文化振 興施設等 【地域文化振興 施設】	文化財保護事業	町	
		文化財標柱等修繕事業	町	
		佐野遺跡保存活用計画策定事業	町	
		佐野遺跡再整理事業	町	
		志賀高原ロマン美術館管理運営	町	
		志賀高原ロマン美術館借地料	町	
		志賀高原ロマン美術館機械設備更新事業	町	

	(3) その他 【町民文化】	志賀高原ロマン美術館企画展開催	町	
--	-------------------	-----------------	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ・社会教育系施設：継続的に点検・修繕を行い、記録蓄積することで、施設の長寿命化に活かしていきます。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と課題

【自然エネルギー】

- 地球温暖化問題が世界的に重大な関心事となっている中で、長野県が宣言した「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」並びに「気候非常事態宣言」に本町としても賛同しており、今後も近隣市町村とともに温室効果ガス排出抑制への具体的な取り組みを検討していく必要があります。
- 地域の特色を活かした新エネルギーの導入を町民、事業者とともに協働しながら取り組むことから、身近な問題として地球環境の負荷を軽減する意識付けが必要です。

(2) その対策

【自然エネルギー】

①循環型社会への取り組み

「山ノ内町新エネルギービジョン」に基づき、町の自然・地形・資源を活かした新エネルギーの導入や省エネルギーの取り組みを支援し、地球温暖化問題への貢献と循環型社会の構築を図ります。

また、安全性能が高く人にも環境にも優しい自動車等の啓発に努めます。

②地球にやさしいエネルギーの推進

温泉熱や雪氷熱、太陽光など、地域の特性に合った自然エネルギーを有効活用した取り組みの支援を行います。

公共施設や宿泊施設、防犯灯などのLED化更新を進め省エネルギーの推進を図ります。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R7)
自然エネルギー	太陽光及び温泉熱補助の申請件数	件	28	33

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考

11 再生可能エネルギーの利用促進	(1)再生可能エネルギー利用施設	温泉熱利用設備補助事業	町	
		雪冷熱利用事業（雪室管理）	町	
		住宅用太陽光発電システム設置補助事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画において該当する施設はありませんが、本過疎計画における公共施設等のあり方や今後の方向性については、総合管理計画及び個別施設計画と整合性をとりながら、総合的な利活用を推進します。

1.3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と課題

【土地利用】

- 本町の大部分は上信越高原国立公園内の自然豊かな山林や高原で、宅地は夜間瀬川沿岸域を中心とした温泉街と農村部の集落に分布し、その周辺部が農地として利用されています。
- 農地では耕作放棄が増加しており、山際の農地は耕作がされず山林化が進んでいます。
- 地籍調査事業は令和2年度をもって終了し、今後は調査成果の有効な活用を進める必要があります。
- 用途地域に指定された中心市街地は、比較的規制の緩やかな商業地域などが多くを占めています。近年は空き店舗をリニューアルする利活用も進んでおり、観光ニーズに応じた更なる都市基盤の整備・長寿命化を図る必要があります。
- 中心市街地の産業振興を図りながら、転入者や定住者を増やす居住環境の整備を図る必要があります。
- 高齢社会への対応や観光産業の再生などを視野に、人にやさしいまちづくりに努めるとともに、観光客など来訪者を迎え、安全・快適、にぎわいのある市街地の形成を図る必要があります。

【行政サービス】

- 地方分権の進展により、町民に身近な自治体として、その果たすべき役割がますます重要となっており、多様化、高度化する町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められています。
- 本町は、総合計画を施策推進の指針とし、「山ノ内町行政改革大綱」を踏まえながら効率的な行政運営を推進し、一定の成果をあげてきましたが、新たに解決していかなければならない課題は少なくありません。
- ICTの著しい発展と普及は社会や生活環境に大きな変化をもたらしています。町づくりにおいても、福祉、教育、防災、産業、環境など様々な面で活用の可能性があることから、住民の利便性向上や効率的な行政運営に資する活用を進めていく必要があります。
- 厳しい財政状況の中で、これらに対処していくためには、人材や財源、施設、情報など町がもつ行政資源を最大限に活用していくことが必要です。

また、種々の施策・事業を適正かつ効果的に実施していくため、行政評価を行い、その効果を政策に反映させていくことも必要です。

- 町民サービスについては、「おもてなし宣言」の理念に従い、窓口を訪れた町民の皆さんが、安心して気持ち良く行政サービスを受けることができるよう、担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施や町民にわかりやすい申請書類の見直しと併せ、行政手続のデジタル化などを行い、町民が利用しやすい親切で質の高いサービスを提供することが求められています。

また、個人情報の管理にあたっては、不用意に漏えいすることがないように、適正な管理が求められています。

【行財政運営】

- 未知の感染症の拡大や頻発する自然災害は、町の基幹産業である観光と農業にも大きな影響を及ぼします。様々な状況においても行政機関としての機能を止めることなく継続していくための財政運営が大切となります。
- 限られた財源の中「自助・共助・公助」による協働のまちづくりを基本とし、地元との懇談会や現地調査を進め優先順位を付けながら効率的な事業執行を心がけていく必要があります。
- 少子高齢化や固定資産税評価額下落の影響等により、町税収入の減少が見込まれる中で、近い将来、収支状況の悪化や財政の硬直化が進行することも予想されます。そうした状況の中、収支バランスの均衡を図り、安定した行財政運営を継続するためには、町税を中心とした歳入確保と、事業の選択と集中による歳出抑制が必要となってきます。
- 老朽化が進む公共施設等においては、適正な維持管理と最適な配置について、総合的かつ計画的に検討し、財政負担の軽減・平準化を図る必要があります。
- 納期内納税の推進により、町税の安定的な確保を図るとともに、税の公平負担の観点からより一層の滞納処分等を進めるほか、多様な納付方法に対応する基盤整備を検討していく必要があります。また、使用料・手数料等の見直しを行うなど安定した財源の確保の施策が必要となっています。
- ふるさと納税制度の普及により、寄附金収入が増額しています。今後も返礼品のメニュー等を一層充実し、制度利用者の促進と納税額の拡大を進める必要があります。

【広域行政】

- 交通網の整備や生活様式の多様化により、町民の生活は市町村の行政区域を越えた広域的な活動となっています。また、地方分権の進展により、行政サービスの多様化や高度化が求められており、市町村の枠組みを超えた対応が求められています。
- 本町では、北信広域連合、岳南広域消防組合、北信保健衛生施設組合において、特別養護老人ホームの運営や消防業務、ごみ処理等の広域的共同事業を実施するとともに、各種の協議会等に参画して広域的な課題の解決に引き続き取り組んでいます。
- 関係市町村との連携・協調に配慮しつつ、取り組むべき広域課題について協議し、適正な経費負担のもとで、より効率的で実践的に取り組み、高齢化に対応した施設の整備、広域消防防災体制の強化、救急医療体制の充実、環境衛生事業の効率化など、町民にとって最適な広域行政サービスの一層の充実と多様な地域間連携を図ることが必要です。

【ユネスコエコパーク】

- 私たちの暮らしには、豊かな自然の恵みにより発展を遂げてきた歴史があり、伝統は今なお息づいています。自然の恵みは、独自の食文化や伝統工芸を生み出したほか、身近な自然への感謝の心が信仰や祭りとして表れ伝承されるなど、独特の文化も受け継がれています。
- 自然の恵みは、地域の生業の基盤として、主要産業である農業や観光業にも活用されてきました。これにより成り立っている私たちの生活文化は、先人より受け継がれた遺産と捉え、今後も次世代へ引き継いでいかなければなりません。
- 気候変動や自然破壊など地球を脅かす諸問題や、また時代の流れもあって、いくつかの自然環境や伝統文化は存続の危機を迎え、すでに消失したものもありますが、それらを保存復元して次世代へ引き継いでいこうとする「学び」の取り組みがすでに始まっているなど、子どもから若者、また年長者まで参加する持続可能な社会の構築に向け、ユネスコエコパークの理念に基づく地域づくりは今後も積極的に進めていく必要があります。
- 町民や観光客も含めたあらゆる関係者により、それぞれの立場で理解を深め、互いが連携しながら、自然環境の保護保全、自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育、文化的・社会経済的に持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。
- ユネスコエコパークは SDGs 達成に貢献するモデル地域として国際的な位置付けを有していること、また国内や世界ネットワークの一員として様々な貢献が求められていることを踏まえて進める必要もあります。

(2) その対策

【土地利用】

①国土利用計画との調整

令和2年度策定の本町の土地利用における総合的な指針となる「山ノ内町国土利用計画」に基づき、一体的、総合的な土地利用を推進し、国土利用計画に則した農業振興地域整備計画や都市計画マスタープランの見直しを行うとともに調整を図ります。

②適正な土地利用の誘導

土地利用に関する法令や条例、関連計画の町民への周知に努めるとともに、各地域の特性を活かしつつ、互いに連携・補完する適正な土地利用を図ります。

③魅力ある街並みの形成

本町は、多くの観光客が訪れることから、懐かしく温もりを感じられる温泉街の景観を保全し、文化や歴史を感じさせる魅力あるまちづくりを目指します。

【行政サービス】

①窓口サービスの充実

担当窓口のすべての職員が対応できるよう係内研修の実施などにより、利用者が理解しやすい申請書類の見直しを行うなど、来庁者の利便性を重視した日常業務の改善に努め、接遇の徹底や研修による接遇レベルのスキルアップを行い、親切で質の高い窓口サービスの提供を図ります。

また、国によるマイナンバー制度を活用し、行政の効率化や利用者の利便性の向上を図るとともに、ICTを有効活用した電子申請の充実や行政手続のデジタル化など電子自治体サービスの充実を図ります。

②職員の資質向上の推進

職員採用においては、本町が求める職員としての資質を見極め、住民ニーズの多様化・高度化に対応できる人材を確保できるよう、民間経験者や実務経験者といった多彩な人材の採用、または試験制度の見直しなどにより、適正な職員採用を目指します。

総合的な人材育成を図るとともに、職員研修等により職員一人ひとりの意識改革や自己啓発意欲を高め、町民の目線に立ち、迅速かつ柔軟に対応できる職員の育成を目指します。

【行財政運営】

①行政経営の効率化

町民ニーズに柔軟で効率よく対応できる組織体制を保ちつつ、事務事業の適正な評価及び見直しを行いながら、組織の合理化・効率化を図ります。

また、計画的に適正な職員の配置に努めます。

②健全な財政運営

社会情勢の変化により財政状況が不透明な中、事業の選択と集中の観点から、事業の優先度や実施効果に配慮した予算編成、また自主財源の確保に努め、持続可能な財政運営を目指します。

国・県等の補助金や交付金などの特定財源の活用、ふるさと納税制度による基金の造成・充実、公有財産の売却や、町ホームページ・広報誌等の広告収入の拡大、または新たな財源の調達により自主財源の確保に努めます。

また、公共施設等の維持管理について、最適な規模での維持・更新・複合化を検討し、財政負担の軽減・平準化に努めます。

【広域行政】

①広域行政の推進

行政事務の広域化や町民ニーズの多様化に対応できるよう、国・県・関係自治体や北信広域連合等との連携強化に努めつつ、機能強化と充実を図ります。

【ユネスコエコパーク】

①自然環境の保護・保全

様々な啓発活動を実施することにより、町民や来訪者のユネスコエコパークに対する認知度や理解度の向上を図るとともに、自然環境の保護保全に対する意識の高揚を図ります。

また、希少・固有・在来種の保護復元や外来生物対策など生物多様性保全活動を実施するとともに、その活動を促進するための支援、管理や連携体制の確保に努めながら、他の認証制度の活用や連携なども視野に進めます。

②自然・遺産を引き継ぐための調査研究と教育

志賀高原ユネスコエコパークは“ESDの先進地”とも言われており、この特色をPRしつつ引き続き環境教育を推進するとともに、ユネスコスクールでのESD実践を支援するなど次世代の人材育成のための取り組みを進めます。

また、ユネスコエコパーク管理運営に必要な調査研究のための人材育成や体制整備、国際化や情報化への対応を見据えた取り組みを進めます。

③文化的・社会経済的に持続可能な地域づくり

ユネスコエコパークの知名度向上を図る取り組みを国内外に向け進めるとともに、ユネスコエコパークを絡めた産業間連携、農産物・特産品の高付加価値化、地域固有の魅力・文化の見つめ直しと観光資源化を図る取り組みなど、産業活性化を中心とした持続可能な地域づくりを進めます。

〈地域の持続的発展のための分野別目標〉

分野	項目	単位	現状値 (R元)	目標値 (R 7)
行政サービス	行政手続のデジタル化（申請・予約・納付等の電子化）件数	件	0	5
	専門研修への参加人数（累計）	人	4	8
行財政運営	職員採用における社会人枠採用者数	人	0	5
	経常収支比率	%	78.7	81.3
	実質公債費比率	%	8.4	9.9
	将来負担比率	%	80.5	105.0
	ふるさと納税額	千円	249,000	300,000
ユネスコエコパーク	「ユネスコエコパークの普及啓発と活用について」の重要度（まちづくりアンケート）		評価点 1.0	評価点 全設問の 平均以上

(3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の自立促進 に関し必要な事項	【土地利用】	地籍調査事業	町	
		都市計画マスタープラン見直し事業	町	
	【行政サービス】	住基ネットワークシステム・マイナンバー管理運用	町	
		戸籍システム管理運用	町	
		庁舎内電算処理システム管理運用	町	
		LGWAN システム管理運用	町	
		基幹系システム管理運用	町	
		シンクライアント端末等購入	町	
		シンクライアントシステム機器リース	町	
		情報系システム管理運用	町	
		例規集システム更新	町	
		eL-TAX システム管理運用	町	
		職員研修事業	町	
		マイナンバーシステム管理運用	町	
		クレジット収納システム管理運用	町	
		コンビニ収納システム管理運用	町	
コンビニ交付サービス管理運用	町			

	【行財政運営】	固定資産評価支援事業	町	
		公用車両購入事業	町	
		庁舎等改修事業	町	
		嘱託登記申請書作成	町	
		第6次総合計画策定支援事業	町	
		第3期総合戦略策定支援事業	町	
		庁舎・保健センター改修事業	町	
		役場分室撤去事業	町	
		標準地土地鑑定等業務	町	
		地方税共同滞納整理事業	町	
		新地方公会計整備事業	町	
		議場改修事業	町	
	【広域行政】	北信広域連合経常経費負担金	町	
		岳南広域消防組合負担金	町	
		北信保健衛生施設組合一般会計負担金	町	
		北信保健衛生施設組合斎場運営負担金	町	
		北衛ごみ施設解体事業	町	
		北衛ごみ処理経常経費負担金	町	
		北衛ごみ処理公債償還負担金	町	
	【ユネスコエコパーク】	ユネスコエコパーク推進事業	町	
		ユネスコエコパークアドバイザー派遣事業	町	
		志賀高原ユネスコエコパーク協議会負担金	町	
		環境学習タブレット	町	
		大学との連携事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	ユネスコエコパークアドバイザー派遣事業 (ユネスコエコパークの理念である「自然と人間社会の共生」を目指した地域づくりを進めるため、ユネスコエコパークに係る活動を支援するためのアドバイザーを派遣しユネスコエコパークの活用、推進を図る。)	町	
		役場分室撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画の「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」に基づき、個別施設計画と整合性をとりながら次のように推進していきます。

- ・行政系施設のうち庁舎等：計画的に点検や劣化診断を行うことで、施設の長寿命化を図ります。

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	移住推進交流事業 (人口減対策である町内への移住推進策として、町の魅力や移住・定住の支援情報を掲載したメディアを作成するとともに、首都圏等で開催される移住セミナーPR イベントへの参加を図る)	町	
		定住環境整備促進事業 (結婚を機に新たな住居を希望する町民や移住を希望する者が住居となる場所がないことを理由に町外への転出や他市町村への移住を決めることがないよう、住宅の整備・助成等を行い、定住を促す)	町	
2 産業の振興、観光の開発	過疎地域持続的発展特別事業	空き店舗等活用事業 (町内における空き店舗または空家等を活用し、新たに店舗などを開業する事業者に対し、建物改修の費用及び建物等を賃借する場合における家賃等の補助を行い活性化を図る。)	町	
		第6次産業化推進事業 (特産品等を利用した6次産業化の振興・推進を図る。)	町	
		インバウンド推進事業 (外国人観光客等の町内観光地への周遊を促し滞在していただくことを目的に、プロモーション事業の実施及び無料Wi-Fiの整備・維持を行う。)	町	
		苗木育成事業 (いのちを守る森づくり事業の植樹に使用する苗の育成と植樹した苗の育成状況のモニタリング調査を地元児童・生徒が環境学習として実施する。子ども達の郷土を愛する心の醸成といのちを守る森づくり事業のコスト縮減を図る。)	町	
		須賀川生活改善センター解体事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	
3 地域における情報化				

4 交通施設の整備、交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	コミュニティバス運行事業 (須賀川線のバス運行廃止から、自家用有償旅客運送として地域に必要な公共交通手段を確保する。)	町	
		廃止代替バス運行補助事業 (長電バスが運行する菅線の赤字補填として、路線バスの運行補助を行うことにより地域公共交通確保を図る。)	町	
		地域間幹線バス路線運行補助事業 (長電バスが運行する上林線の赤字補填として、路線バスの運行補助を行うことにより地域公共交通確保を図る。)	町	
		町道等道路側溝整備事業 (町道の側溝整備等。通水断面の不足、経年劣化等により降雨で増水した際は隣接地への浸水、冬期間は滑りやすく通行にも支障をきたしていることから側溝整備が必要。地域住民にとって安全安心な道路環境が確保できる。)	町	
5 生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業	町道舗装等修繕事業 (町道のオーバーレイ等。財政上の問題から補修ができず通行に支障をきたしている町道の舗装等修繕が必要。地域住民にとって安全安心な道路環境が確保できる。)	町	
		街なみ環境整備事業 (風情ある温泉街の保全に努め、渋・金倉地区と連携した街並み整備を実施し、住環境の向上や地域の活性化を図る。)	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	保育所修繕事業 (児童がより良い施設環境のもとで、健やかに保育園生活が送れるよう改善を図る。児童数や保育ニーズの変化に対応するため、保育所施設の機能向上・長寿命化を実施。)	町	
		保育所通園バス運営事業 (通園バスの運行により通園時の利便を図る。保護者の就労状況等に応じた保育サービスの一環としてバスによる送りを実施。)	町	
		福祉乗物補助券給付事業 (自家用車を保有しない 75 歳以上の高齢者と重度障害を持ついずれも低所得者の方及び 70 歳以上の運転免許経歴書を所持する方を対象として、バス、電車、タクシーに使える補助券を給付する。交通弱者の外出支援と経済的負担軽減が図られる。)	町	

		<p>婚活推進事業 （晩婚化・非婚化が進行する中、結婚相談体制の充実及び未婚者の出会いの場を提供する。結婚の推進を図ることは、人口減対策及び少子化対策の一環として大きな役割を果たす。）</p>	町	
		<p>旧泉保育園除却事業 （老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。）</p>	町	
7 医療の確保	過疎地域持続的 発展特別事業	<p>須賀川地区医師対策事業 （須賀川地区における診療施設の維持経費。町有施設を活用して診療を行うことで、高齢化が著しくまた公共交通機関が乏しい同地区の地域医療の充実を図り、住民の安心・安全な暮らしを支える環境が確保できる。）</p>	町	
8 教育の振興	過疎地域持続的 発展特別事業	<p>学校 ALT 配置事業 （学校へ外国語指導助手を配置する事業。小中学生のうちからネイティブの英語に触れる機会を増やし、外国人に慣れ親しむことにより国際理解や語学力向上の学習を支援する。）</p>	町	
		<p>スクールカウンセラー配置事業 （悩みや不安を抱える児童生徒を支援するためカウンセラーを配置し、学校における相談体制の充実を図る。）</p>	町	
		<p>学校施設整備事業 （公立学校施設において老朽化が進んでいる施設について計画的な改修を進め、良好で安全な学習環境の確保を目指す。）</p>	町	
		<p>北部公民館解体撤去事業 （老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。）</p>	町	
		<p>教員住宅解体撤去事業 （老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。）</p>	町	

9 集落の整備	過疎地域持続的 発展特別事業	地域活性化事業支援補助事業 (各地区が実施する地域活性化(地域おこし)事業に対し経費の一部を補助する制度。町民主体によるまちづくりの一層の推進を図るため、町民・地域の自主的な取り組みに対する支援が必要。特色ある地域づくり、地域の活性化が図られる。)	町	
10 地域文化の 振興等				
11 再生可能エ ネルギーの 利用の促進				
12 その他地域 の自立促進 に関し必要 な事項	過疎地域持続的 発展特別事業	ユネスコエコパークアドバイザー派遣 事業 (ユネスコエコパークの理念である「自然と人間社会の共生」を目指した地域づくりを進めるため、ユネスコエコパークに係る活動を支援するためのアドバイザーを派遣しユネスコエコパークの活用、推進を図る。)	町	
		役場分室撤去事業 (老朽化した町有施設の倒壊等を防ぎ、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。地域住民が持続的にわたり安心・安全に生活することができる。)	町	